

天神・博多駅周辺地区都市再生安全確保計画



平成28年3月

福岡都心地域都市再生緊急整備協議会
(都市再生安全確保計画部会)

【目 次】

都市再生特別措置法第19条の13第2項各号と本計画の構成との対応	1
用語の定義	2
1. はじめに	3
1-1 計画策定の背景と目的	3
1-2 都市再生安全確保計画とは	4
1-3 計画の対象エリア	5
2. まちの特徴	6
2-1 駅乗降客数等	6
2-2 従業者数	7
2-3 滞留者・来訪者数	7
2-4 土地利用	8
2-5 建物用途	9
2-6 開発動向	10
2-7 エリアマネジメントの取り組み	11
2-8 福岡市による機能更新誘導方策	12
3. 計画の目標	13
4. 地震被害の想定	14
4-1 対象とする災害	14
4-2 被害の想定	16
(1) 被害の全体像の想定	
(2) 建物・人的被害の特性	
4-3 帰宅困難者数の推計	21
(1) 帰宅困難者数等の予測エリア	
(2) 帰宅困難者数等の推計結果	
(3) 帰宅困難者の地区別特性	
5. 天神・博多駅周辺地区における滞留者・来訪者の安全確保の課題	25
5-1 滞留者・来訪者の安全確保に向けた重点項目	25
5-2 重点項目ごとの課題	25
(1) 「情報発信・情報収集」に関する課題	
(2) 「一時退避場所、退避施設の確保」に関する課題	
(3) 「避難誘導、徒歩帰宅者支援」に関する課題	
(4) 「耐震性の向上」に関する課題	
(5) 「備蓄」に関する課題	

6. 課題解決に向けた取り組み方針と内容	27
6-1 重点項目ごとの課題解決に向けた取り組み方針と内容	27
(1) 「情報発信・情報収集」に関する取り組み方針と内容	
(2) 「一時退避場所、退避施設の確保」に関する取り組み方針と内容	
(3) 「避難誘導、徒歩帰宅者支援」に関する取り組み方針と内容	
(4) 「耐震性の向上」に関する取り組み方針と内容	
(5) 「備蓄」に関する取り組み方針と内容	
6-2 取り組み内容と発災から帰宅困難者解消までのシナリオ	35
7. 都市再生安全確保施設の整備及び管理	37
8. 計画の推進体制及びスケジュール	38
8-1 計画の推進体制	38
8-2 計画のスケジュール	38

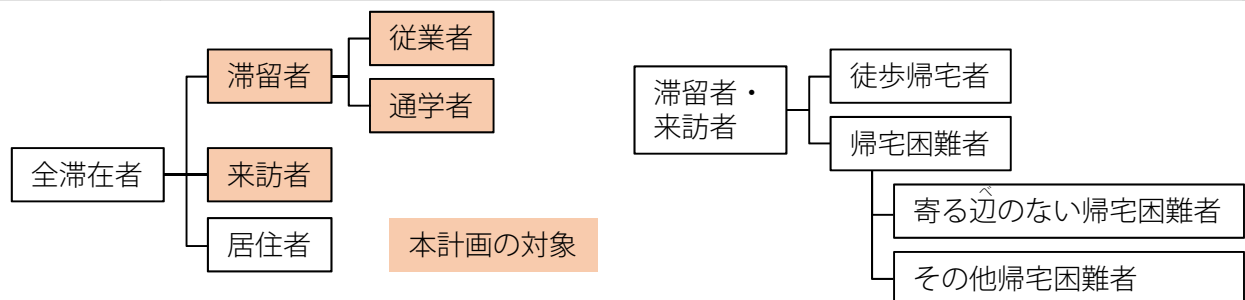
【都市再生特別措置法第19条の13第2項各号と本計画の構成との対応】

法の位置づけ 都市再生特別措置法第19条の13第2項		本計画の構成及び内容	
第一号	都市再生安全確保施設の整備等を通じた大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針	1.はじめに	計画策定の背景と目的、都市再生安全確保計画とは、計画の対象エリア
		2.まちの特徴	駅乗降客数等、従業者数、滞留者・来訪者数、土地利用、建物用途、開発動向、エリアマネジメントの取り組み、福岡市による機能更新誘導方策
		3.計画の目標	
		4.地震被害の想定	対象とする災害、被害の想定、帰宅困難者数の推計
		5.天神・博多駅周辺地区における滞留者・来訪者の安全確保の課題	滞留者・来訪者の安全確保に向けた重点項目、重点項目ごとの課題
		8.計画の推進体制及びスケジュール	計画の推進体制、計画のスケジュール
第二号	都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備に関する事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項	7.都市再生安全確保施設の整備及び管理	
第三号	前号に規定する事業により整備された都市再生安全確保施設の適切な管理のために必要な事項		
第四号	都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修その他の大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項	6.課題解決に向けた取り組み方針と内容	- 重点項目ごとの課題解決に向けた取り組み方針と内容 ① 情報発信・情報収集 ② 一時退避場所、退避施設の確保 ③ 避難誘導、徒歩帰宅者支援 ④ 耐震性の向上 ⑤ 備蓄 - 取り組み内容と発災から帰宅困難者解消までのシナリオ
第五号	大規模な地震が発生した場合における滞在者等の誘導、滞在者等に対する情報提供その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務及びその実施主体に関する事項		
第六号	前各号に掲げるもののほか、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項		

【用語の定義】

■人に関する用語

用 語	定 義
滞留者	本計画の対象エリア内で就業もしくは通学の目的で滞在する者
従業者	滞留者のうち、就業を目的とした者
通学者	滞留者のうち、通学を目的とした者
居住者	本計画の対象エリア内で居住している者
来訪者	本計画の対象エリア内に買物や観光、出張などの目的で滞在する者 (来訪者＝対象地域の全滞在者－滞留者－居住者)
事業者	事業（同種の行為を反復、継続、独立して行うこと）を行う個人、法人、団体
徒歩帰宅者	本計画の対象エリアから自宅までの距離が比較的近く、徒歩での帰宅が可能な人
帰宅困難者	本計画の対象エリアから自宅までの距離が遠く、徒歩での帰宅が困難な人
寄る辺のない 帰宅困難者	帰宅困難者のうち、以下の理由で対象エリア内に退避施設を確保できない者 ① 滞留者で勤務先・通学先の建築物が倒壊の恐れがある等、勤務先・通学先で退避できない者 ② 来訪者



■行動に関する用語

用 語	定 義
避 難	発災時に、身に迫った危険を避けるため、安全な場所に移動すること
退 避	発災時に、安全が確認されるまで、一時的に安全な場所に移動すること

■施設に関する用語

用 語	定 義
一時退避場所	発災時に、施設の安全性が確認され当該施設に戻るまでの間、施設の滞留者・来訪者が一時的に退避するための場所（基本的に屋外施設）
退避施設	発災時に、寄る辺のない帰宅困難者を公共交通機関が復旧するまで最大数日間受入れるための施設（基本的に屋内施設）
避難経路、 退避経路	避難または退避行動の際の移動に利用する道路や通路

1. はじめに

1-1 計画策定の背景と目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では鉄道等の公共交通機関が停止したことから、首都圏のターミナル駅周辺において多くの滞留者や515万人にも及ぶ帰宅困難者が発生し、大きな混乱が生じました。福岡都心部においても、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震によって安全確認のために鉄道が数時間にわたり停止し、買物客などの行き場を失った来訪者が西鉄福岡駅に隣接する警固公園などに集中し、混乱が生じました。



図 福岡県西方沖地震発生時に警固公園に集まった来訪者等

出典：福岡市（左）、九州大学（右）

福岡都心部は九州最大・わが国有数の商業・業務機能等の高次都市機能集積地であり、従業者に加え買物や観光などの来訪者が存在しています。一方で福岡都心部の直下には警固断層が縦断しており、西鉄天神大牟田線やJR鹿児島本線が断層上部に整備されていることから、警固断層による直下型地震発生時には人的・建物被害に加え、公共交通機関の停止による多くの帰宅困難者の発生が想定されます。このため、多数の帰宅困難者による発災時の混乱を抑制し、公共交通機関の復旧まで迅速かつ適切な対応を図るため、都市再生安全確保計画を策定するものです。

福岡市では「住みたい、行きたい、働きたい。アジアの交流拠点都市・福岡」を目指した都市経営戦略を打ち出し、戦略の柱として「生活の質の向上」、「都市の成長」を掲げています。その基盤として、人々が安全かつ安心して、働き、訪れることができる環境づくり、すなわち「災害に強いまちづくり」が不可欠となります。

発災時の来訪者等への対応を定める本計画の策定は、「災害に強いまちづくり」を進める福岡市にとって重要なものであるとともに、地域の付加価値の向上及び都市の国際競争力の強化に資するものとなります。



図 第9次福岡市基本計画における都市経営の基本戦略

1-2 都市再生安全確保計画とは

大都市の都市機能が集積した地域において地震等が発災した場合、多数の死傷者、駅などへの人の集中による将棋倒し等のパニック、さらには大量の帰宅困難者の発生など大きな人的被害が生じる可能性があります。また、ライフライン施設の物的被害が発生した場合には、立地企業等の事業継続が困難となり、当該地域はもとより国レベルでの経済活動に多大な影響をもたらすリスクも抱えています。

このような課題に対し、国は平成24年に都市再生特別措置法を改正し、都市再生安全確保計画制度を創設しました。本制度は都市再生緊急整備地域を対象に、官民が共働して都市再生安全確保計画を策定し、発災時のパニックの発生等による人的被害等の抑制を図るとともに、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施し企業の事業継続を容易にする環境を整えることにより、従業者を含む滞留者・来訪者の安全性の向上及び立地企業の事業継続性を向上し、都市の国際競争力の強化を図るものです。

多くの滞留者・来訪者を擁する福岡都心部においても、全国の先駆となるエリアマネジメント活動との共働のもとで、官民連携によるハード・ソフト両面での帰宅困難者対策など滞留者・来訪者の安全確保に向けた取り組みは不可欠なものといえます。滞留者・来訪者の観点で福岡都心部をみると、以下のような特性があります。

- ・福岡都心部では、天神地区と博多駅周辺地区にターミナルが形成されており、都市圏内外から多くの滞留者・来訪者が集中している。
- ・両地区では商業・業務機能の集積度が非常に高く、これら機能の下に多くの人々が日常的に滞留している。

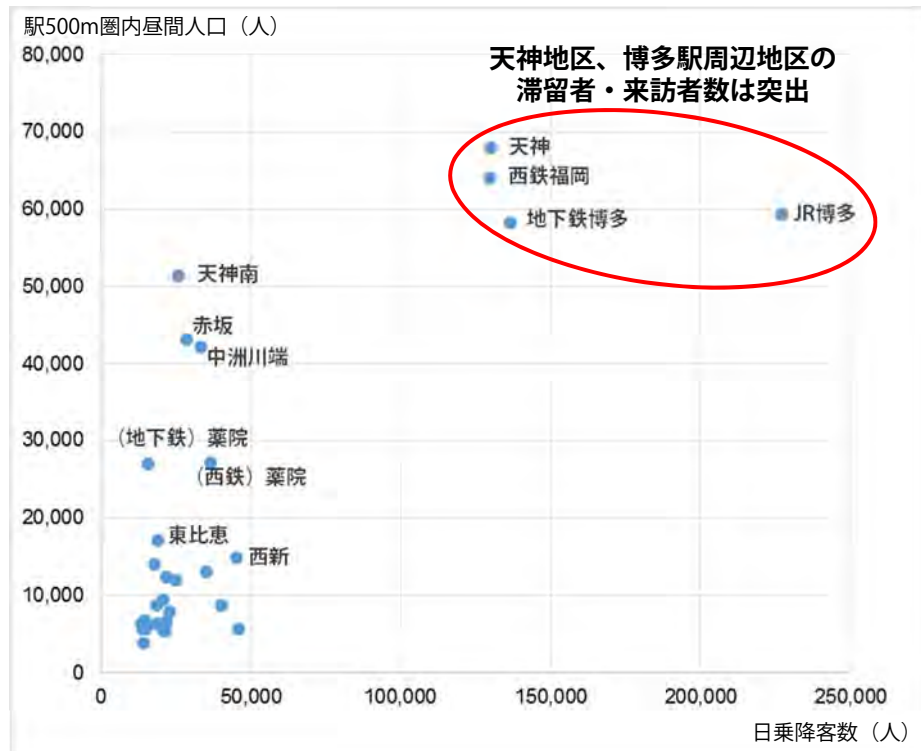


図 福岡市内の乗降客数上位30駅での日乗降客数と500m圏内昼間人口

データ：乗降客数／福岡市統計書・九州旅客鉄道、昼間人口／国勢調査事業所統計リンクデータ

このような特性を踏まえ、本計画では両地区において、西鉄福岡駅・地下鉄天神駅、JR・地下鉄博多駅を中心としたエリアでの被害想定を行い、「天神・博多駅周辺地区都市再生安全確保計画」を策定します。

1-3 計画の対象エリア

本計画の対象エリアは、都市再生緊急整備地域「福岡都心地域」の中でターミナル地区を形成するとともに都市機能の集積度合いが高く、滞留者（従業者、通学者）と来訪者（買物・観光客等）が多い天神地区及び博多駅周辺地区とします。

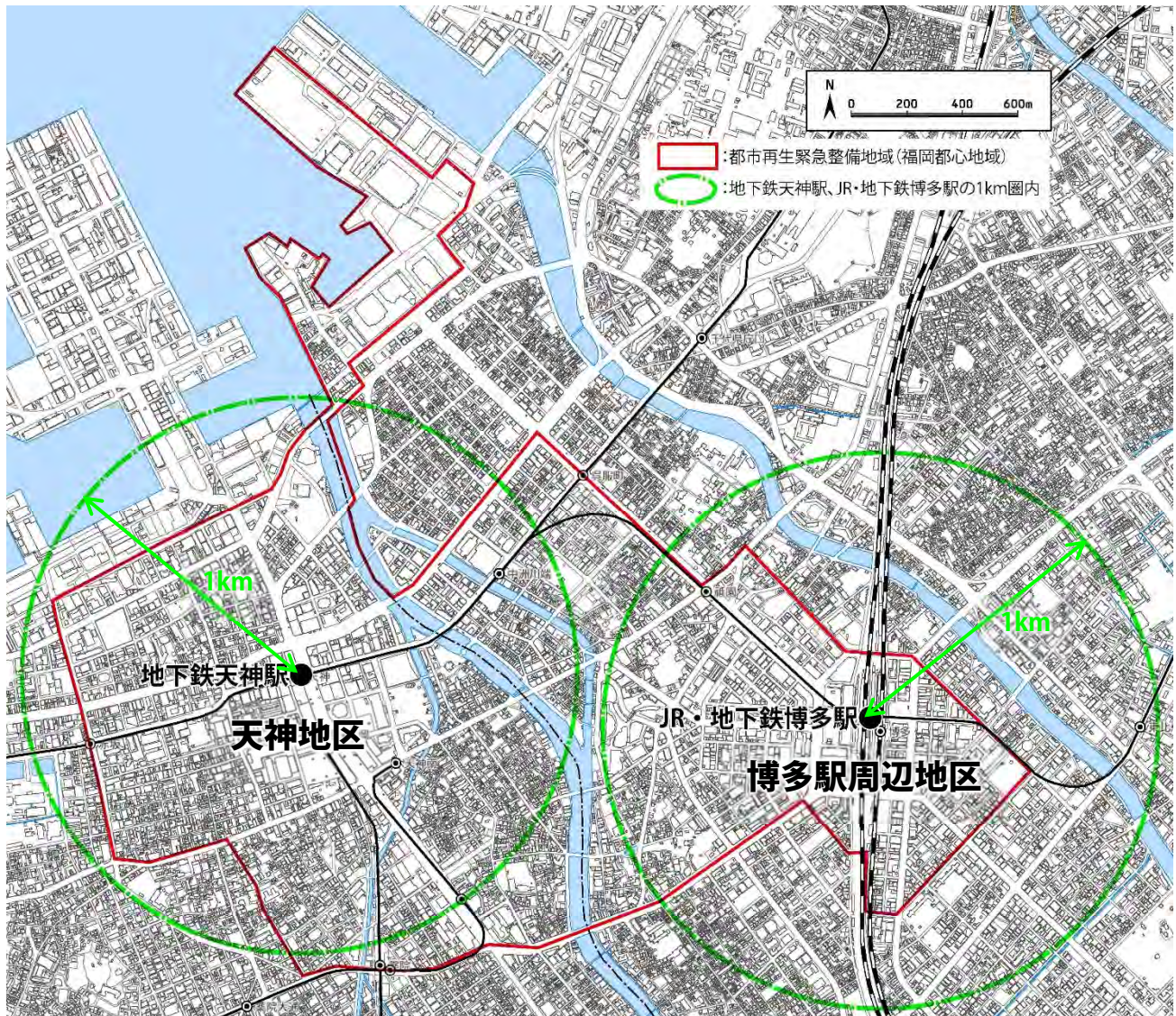


図 本計画の対象エリア

2. まちの特徴

本計画の対象エリアにおけるまちの特徴について、データ等を含めて以下に整理します。

2-1 駅乗降客数等

福岡都心部の特徴

- 九州で日乗降客数が10万人以上の4駅が全て福岡都心部に立地し、2つのターミナル地区を形成
- 天神・博多駅周辺地区は都市内、都市間バス交通の結節点ともなっている

天神地区の特徴

- 10万人超の日乗降客数を有する地下鉄天神、西鉄福岡駅が立地
- 西鉄福岡駅上部に都市間バスターミナルが立地しているが、路線バスのバス停は地区内に分散して配置
- 博多駅周辺地区に比べ各交通機関が分散化

博多駅周辺地区の特徴

- JR博多駅は日乗降客数20万超であり、京阪神以西で最大規模を誇る
- JR・地下鉄博多駅が重層的に立地し、両駅間の乗換は垂直移動のみとなる
- バスターミナルを含め路線バスのバス停が天神地区に比べコンパクトに集積

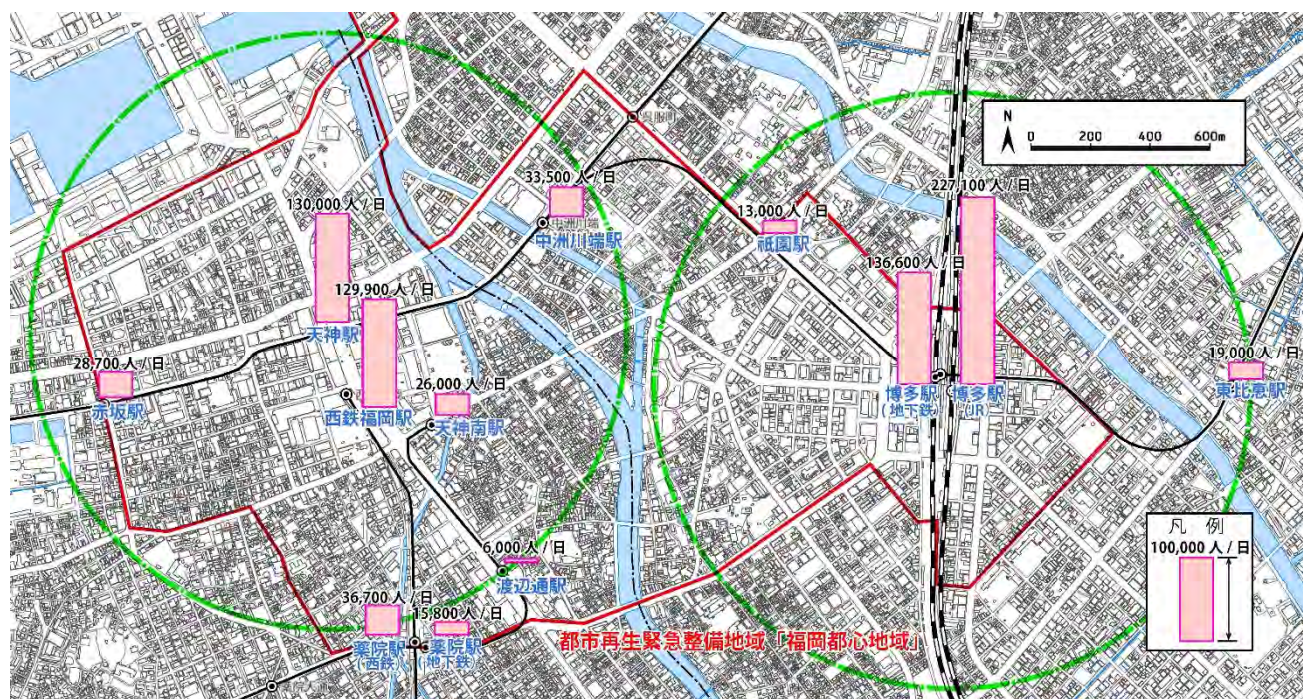


図 天神・博多駅周辺地区内各駅の日乗降客数

データ：平成26年度福岡市統計書・九州旅客鉄道資料、西鉄は平成25年度値、JR・地下鉄は平成26年度値

2-2 従業者数

福岡都心部の特徴

- 地下鉄天神、JR・地下鉄博多駅を中心に概ね1km圏内の町丁目従業者数は、両地区とも10万人超となっており、商業・業務機能等の集積度合いが高い

天神地区の特徴

- 中心部に位置する天神一丁目・二丁目の従業者数が突出して多く、周辺では大名二丁目を除き1万人に達していない

博多駅周辺地区の特徴

- 博多駅東西の町丁目で従業者数が1万人を超えており、天神地区と比べ駅から広範囲・高密度に分布している

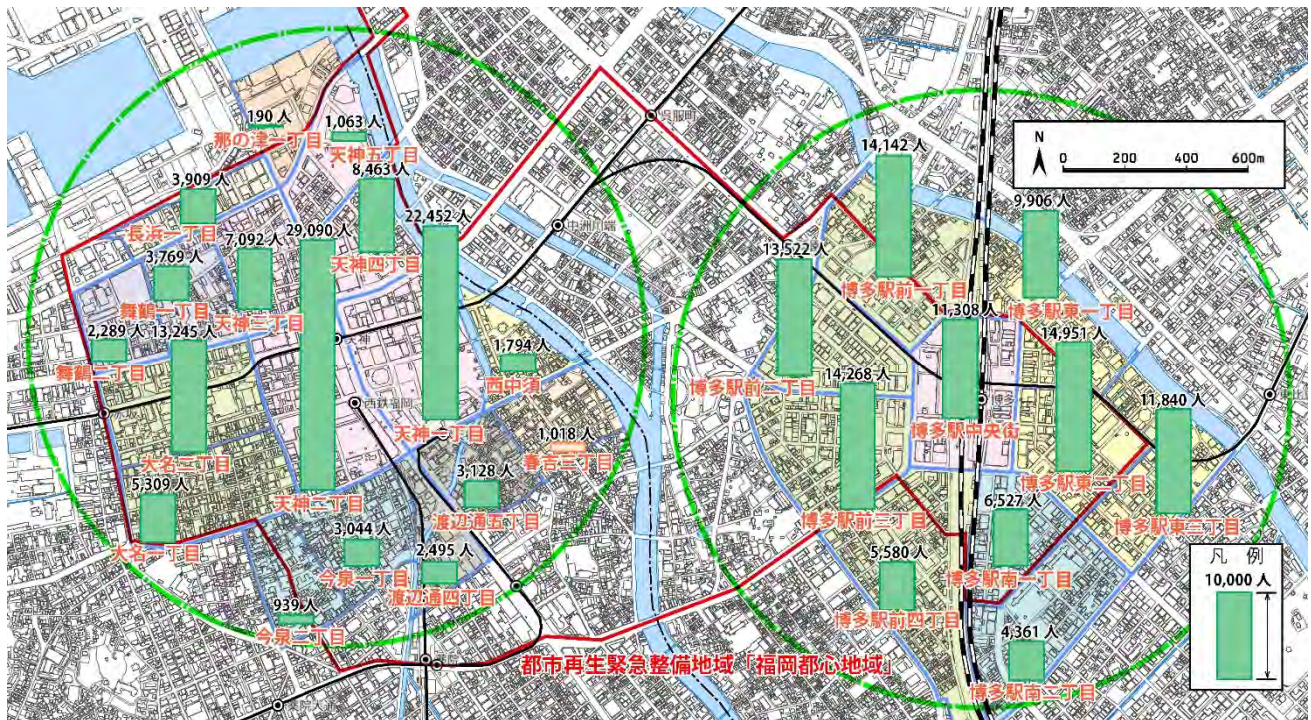


図 天神・博多駅周辺地区の従業者数

データ：平成24年度経済センサス

2-3 滞留者・来訪者数

福岡都心部の特徴

- 平日12時において、両地区とも10万人超の滞留者・来訪者が存在

天神地区の特徴

- 滞留者・来訪者数の最大時間帯は平日12時
- 各時間帯とも10万を超え、休日も多いことから、博多駅周辺地区に比べ来訪者比率が高い

博多駅周辺地区の特徴

- 滞留者・来訪者数の最大時間帯は平日12時
- 天神地区に比べ、滞留者（従業者、通学者）の比率が高い

表 天神・博多駅周辺地区の滞留者・来訪者数

地 区		天神地区	博多駅周辺地区
滞留者・来訪者数	平日12時	約13.0万人	約10.2万人

2-4 土地利用

福岡都心部の特徴

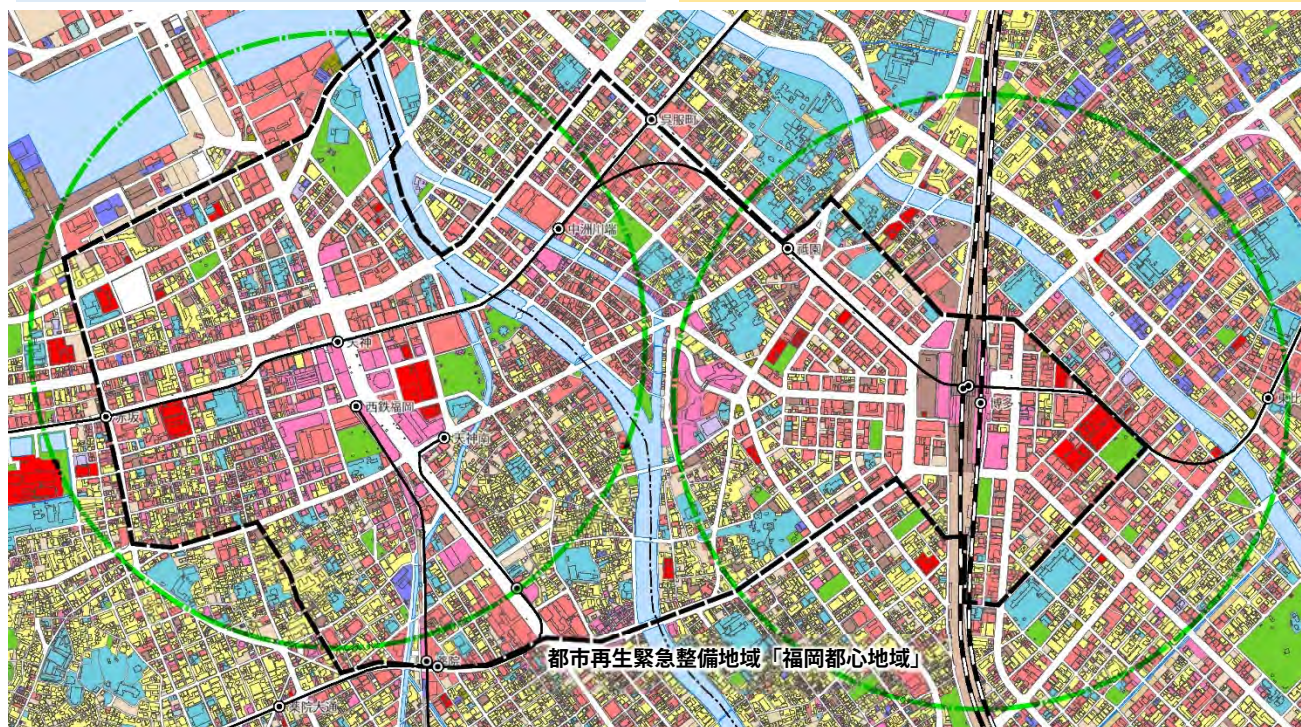
- 両地区とも中心駅付近に大規模な商業用地（小売）が存在し、周辺にかけて商業用地（その他）が広範に分布
- 地区周辺部に住宅用地や文教厚生施設用地が分布

天神地区の特徴

- 中心部の明治通り南側での商業用地（小売）の比率が高い
- 商業用地（その他）が渡辺通り、明治通り沿道を中心に東西南北に伸び、博多駅周辺地区より広範に分布
- 警固公園、天神中央公園など規模の大きい公園緑地が中心部に立地

博多駅周辺地区の特徴

- 大規模な商業用地（小売）は博多駅街区とキャナルシティであり、業務をはじめとする商業用地（その他）が博多駅から主に東西方向に広範に分布
- 土地区画整理事業で整備されたため、天神地区に比べ公園緑地が一定距離ごとに整備
- 周辺部に文教厚生施設用地（社寺仏閣や学校、文化施設）が多く立地



凡 例			
901 商業（その他）	908 倉庫施設用地	915 未利用空地	925 その他雑種地
902 住宅用地	909 危険物貯蔵処理施設用地	917 田	930 商業（小売）
903 作業所併用住宅用地	910 道路用地	918 畑	931 広場・運動場
904 官公庁施設用地	911 軌道敷	921 農林漁業用施設	932 資材置き場
905 文教厚生施設用地	912 運輸施設用地	922 山林	933 住宅展示場
906 供給処理施設用地	913 公園・緑地	923 河川・水面・水路	
907 工業用地	914 利用空地	924 海浜	

図 天神・博多駅周辺地区の土地利用現況

データ：平成24年度・25年度福岡市都市計画基礎調査

2-5 建物用途

福岡都心部の特徴

- 土地利用と同じく、両地区とも中心駅周辺に物販、業務、飲食、宿泊、娯楽などの施設が広範囲に分布
- 周辺部には共同、兼用を含む住宅が立地

天神地区の特徴

- 明治通り沿道の東西方向に業務施設が立地し、赤坂・北天神方面に連続
- 西鉄福岡駅を中心としたエリアに物販施設が面的に拡がり、九州随一の集積を誇る
- 地区中心部での宿泊施設の立地は少なく、中心部を囲むように周辺部に多数立地
- 地区北部に大規模な娯楽施設（ボートレース福岡）や文化施設（市民会館）が立地

博多駅周辺地区の特徴

- 大規模物販施設はほぼ博多駅街区、キャナルシティ博多のみとなる
- 駅周辺部の東西方向を中心に天神地区を上回る業務施設が集積
- 博多駅東に大規模な官公庁施設（福岡合同庁舎）が立地
- 博多駅近傍に多数の宿泊施設が立地し、規模が大きいものも多い



凡 例			
01 業務施設	07 住宅	13 教育施設	19 サービス工業施設
02 物販店	08 共同住宅	14 文化・宗教施設	20 家内工業施設
03 飲食店	09 店舗併用住宅	15 医療・社会福祉施設	21 危険物貯蔵・処理施設
04 宿泊施設	10 店舗併用共同住宅	16 運輸倉庫施設	22 農林漁業用施設
05 娯楽施設	11 作業所併用共同住宅	17 重工業施設	23 その他
06 遊戯施設	12 官公庁施設	18 軽工業施設	24 無壁建築物

図 天神・博多駅周辺地区の建物用途現況

データ：平成24年度・25年度福岡市都市計画基礎調査

2-6 開発動向

福岡都心部の動向

- 福岡都心部では多くのビルが更新期を迎えており、建替えが進むことが見込まれる
- 福岡都心部の天神、博多駅周辺、ウォーターフロント各地区を相互に結ぶ「都心循環BRT」、「地下鉄七隈線博多駅延伸」事業が進行中
- これら事業の推進により、特に博多駅周辺地区での交通結節性が高まり、駅乗降客数等の増加が見込まれる

天神地区の動向

- 航空法の高さ制限の緩和や容積率の緩和、地下ネットワークの強化、地下鉄の延伸など、総合的な取り組みを「天神ビッグバン」と称し、都市機能の大幅な向上に向けた取り組みを推進
- 民間開発動向が顕著なのは旧大名小学校跡地を含む明治通り沿道地区であり、天神一丁目南ブロックをはじめ天神明治通り地区計画を活用した開発が進展することが想定される
- これにあわせ、因幡町通り地下通路や天神地下街仮設車路を用いた歩行者ネットワークの充実、自動車交通改善に向けた天神通線の延伸が進められている

博多駅周辺地区の動向

- 平成23年のJR博多シティや九州新幹線全線開業を踏まえ、博多駅南西街区での大規模商業・業務施設の開発が進展
- これにあわせて、駅を中心とする多層的歩行者ネットワークの拡充が図られており、博多駅周辺でのバス利用環境向上に向けた新たな乗降場までのデッキネットワーク延伸も検討されている

2-7 エリアマネジメントの取り組み

福岡都心部の動向

- 福岡都心部は全国的にみてもエリアマネジメントによるまちづくりの先駆的地域であり、天神・博多駅周辺地区にソフトによるまちづくりを中心とする団体がそれぞれ一つずつ活動している
- 帰宅困難者対策においても、エリアマネジメント組織等との官民連携での取り組みが必要である

天神地区の特徴

①We Love天神協議会

- 平成18年に設立され、平成20年4月に「天神まちづくりガイドライン」を策定
- ガイドラインでは「歩いて楽しいまち」、「心地よく快適に過ごせるまち」、「持続的に発展するまち」を目標像として、ソフト面中心の多様な施策を展開
- 地震等による被害軽減、帰宅困難者対策等を目指す「防災ガイドライン」作成を検討しており、会員向け講習会等を実施

②天神明治通り街づくり協議会

- 天神明治通り沿道地区の地権者・建物所有者等で構成する協議会
- 平成20年に設立し、街の将来像をまとめた「グランドデザイン2009」において「アジアで最も創造的なビジネス街」を目指すこととした
- その後、平成26年に「地域まちづくり計画」を作成し、今後の建替えに当たっては事業主体が同計画に基づき本協議会と事前協議を行う仕組みが整った

博多駅周辺地区の特徴

(博多まちづくり推進協議会)

- 平成20年に設立、平成21年に「博多まちづくりガイドライン」を作成したが、その後の九州新幹線全線開業や博多駅ビル整備などを踏まえ、「博多まちづくりガイドライン2014」を作成
- ガイドライン2014では「交通手段が結節し、人々が行き交いにぎわう『九州・アジアの玄関口』（博多駅周辺）」、「天神地区と博多駅地区を結ぶ、まちの新たなシンボル（キャナルシティ博多周辺）」を目標像として、ソフト面中心の多様な施策を展開
- 防災に関してはガイドラインに基づき、会員を中心に地域住民や周辺事業者向け講習会等を実施

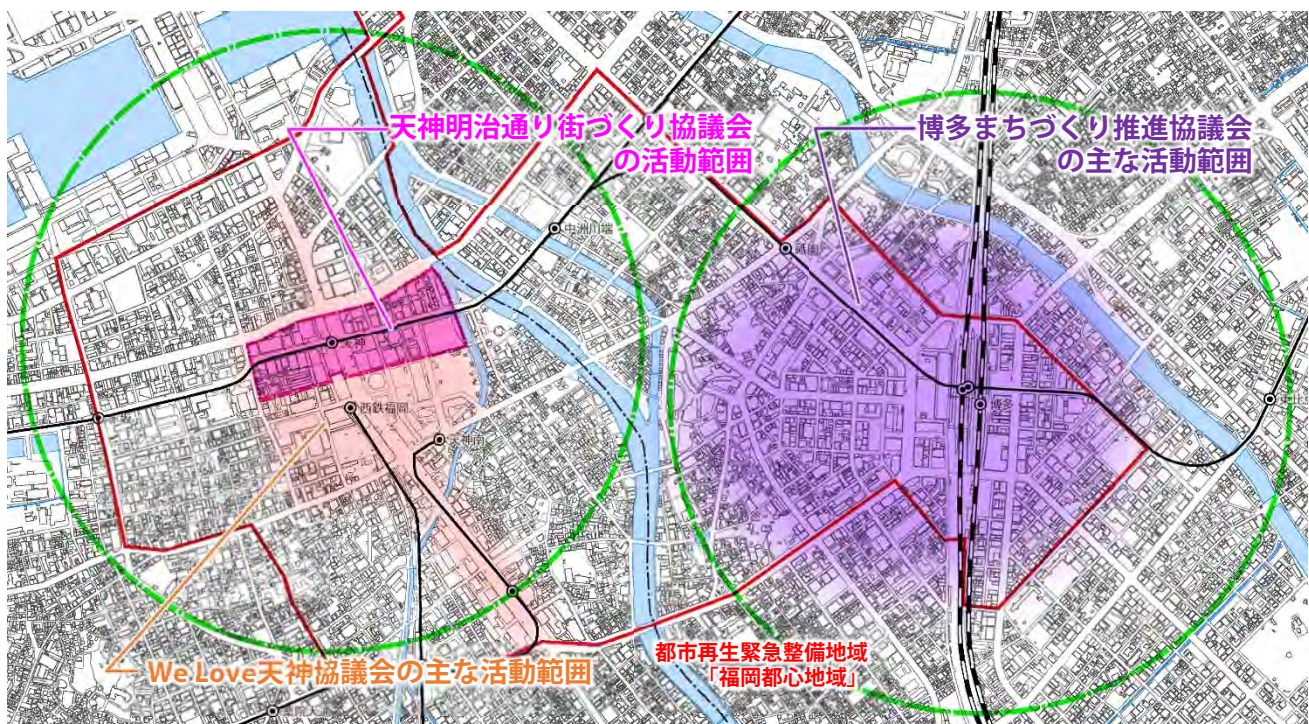


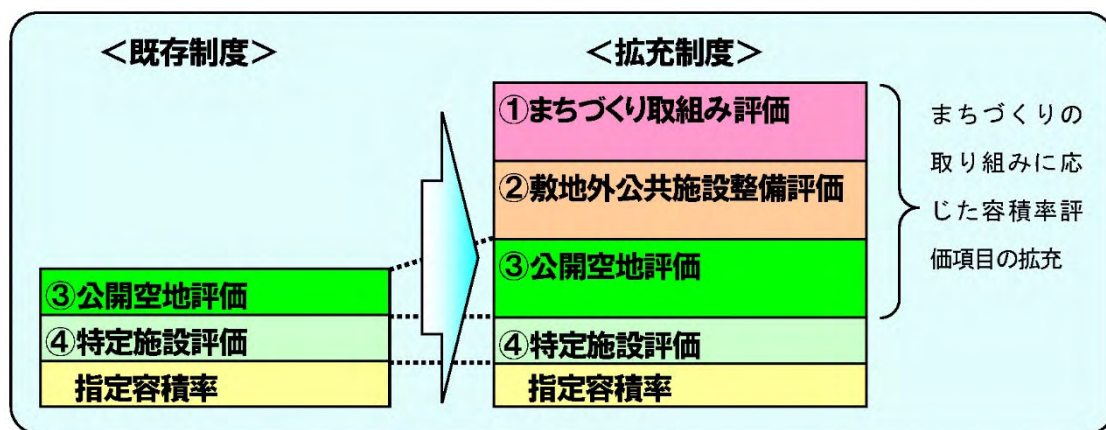
図 エリアマネジメント団体の主な活動範囲

2-8 福岡市による機能更新誘導方策

福岡都心部の動向

- 福岡市では都心部の課題である機能更新を推進するため、全国的にも例がない都心部を対象とした容積率特例制度を平成20年8月に策定
- 現在整備中の博多駅中央街南西街区開発計画などは、本制度を用いて望まれるまちづくりを実施する一方で、容積率の特例を受けている

- 民間建築物の更新期等を迎えている福岡都心部での機能更新を促進し、国際競争力強化に向けたまちづくりを推進するため、福岡市は独自の容積率割増等制度である「都心部機能更新型容積率特例制度」を平成20年8月に策定しました。
- 本制度では既存制度での公開空地確保による割増に加え、まちづくりの取り組みや敷地外公共施設整備などに関する評価項目を設定し、福岡都心部で望まれる都市機能を誘導できる仕組みになっています。
- また、まちづくり取り組み評価ではさらに5つの項目を設定し、機能更新により福岡都心部での国際競争力強化が推進される枠組みとなっています。



九州・アジア	機能強化と魅力づくりを育成・リードする用途の設置運営	最大50%
環境	交通環境の改善に寄与する施設整備 環境負荷の低減等を図る施設整備	最大100% 最大50%
魅力	賑わい・憩いの創出、地域資源の活用	最大50%
安全安心	災害に強い都市構造に寄与する施設整備	最大50%
共働	街区から数街区相当のまちづくり計画立案	最大100%

図 「まちづくり取り組み評価」の評価項目、内容

3. 計画の目標

コンパクトで住み・働きやすく、訪れる魅力にあふれ、わが国の太平洋沿岸大都市と比べ災害リスクが低い福岡市において、まちづくりと一体となって本計画を官民共働で策定・実行し、都心部ターミナル・都市機能集積地での滞留者・来訪者の安全・安心をさらに高めていくため、本計画の目標を次の通り定めます。

備えて、守って、支えあう「安心のおもてなし都市」福岡を目指して

■福岡都心部の概要

- ・福岡都心部には九州最大・西日本有数の都市機能が集積し、多くの滞留者・来訪者が存在
- ・福岡市は都心部の国際競争力強化等により「アジアの交流拠点都市・福岡」を目指す

■防災の観点

- ・東日本大震災で帰宅困難者対策等の滞留者・来訪者の安全確保が課題に
- ・福岡都心部では警固断層南東部直下型地震への対応が必要

■まちづくりの観点

- ・国際競争力強化に向けて、都心部では九州・アジア、環境、魅力、安全安心、共働の視点からまちづくりを推進
- ・機能更新誘導方策やエリアマネジメント活動など特色ある官民共働のまちづくりが進展

■官民共働による福岡市都市再生安全確保計画の策定と実施

- ・これまで具体的な方策がなかった滞留者・来訪者の安全確保に向けた計画策定と実施を官民共働で推進
- ・建物の機能更新や平常時の情報発信など、まちの魅力向上と一体となった取り組みを推進

「災害に強いまちづくり」の進展

「安全・安心なまち 福岡」を国内外にアピール

地域の多様な付加価値向上
都市の国際競争力の強化

備えて、守って、支えあう「安心のおもてなし都市」福岡を目指して

図 本計画の目標

4. 地震被害の想定

4-1 対象とする災害

- ・本計画が対象とする災害は、警固断層南東部を震源とするマグニチュード7.2の直下型地震
- ・地震発生時の天神・博多駅周辺地区の震度は5強～6強

本計画が対象とする災害は、警固断層南東部を震源とする直下型地震であり、福岡都心部で最も震度が大きいと予測される同断層の中央下部が活動した場合とします。

警固断層については、人口の集中する福岡市の中心部を通っている断層であり、一度活動すれば多大な被害の発生が予想されます。平成19年3月に文部科学省地震調査研究推進本部により警固断層の長期評価が公表されており、これをもとに福岡県によって被害想定が検討され、本計画でもこの長期評価に基づき想定地震を設定しました。

具体的には、想定地震モデルの震源は福岡県西方沖地震より南東側の福岡市（博多湾）から筑紫野市付近にかけての部分とし、震源断層の長さを27km、震源断層の幅を15km（上端の深さ2km、下端の深さ17km）、地震の規模・マグニチュードを7.2と想定しました。

表 対象地震の諸元

対象地震	警固断層南東部を震源とする直下型地震
断層長さ	27km
断層延長の方向	北西－南東方向
断層の型	左横ずれ断層
活動の規模	マグニチュード7.2
平均的な活動間隔	約3,100年～約5,500年
最新の活動時期	約3,400年前～約4,300年前
30年以内の発生確率	0.3%～6.0%
震度分布	・本地区での震度は、震度5強～6強 ・中心駅から1km圏でみると、渡辺通一丁目及び住吉五丁目付近で震度6強と予測されている

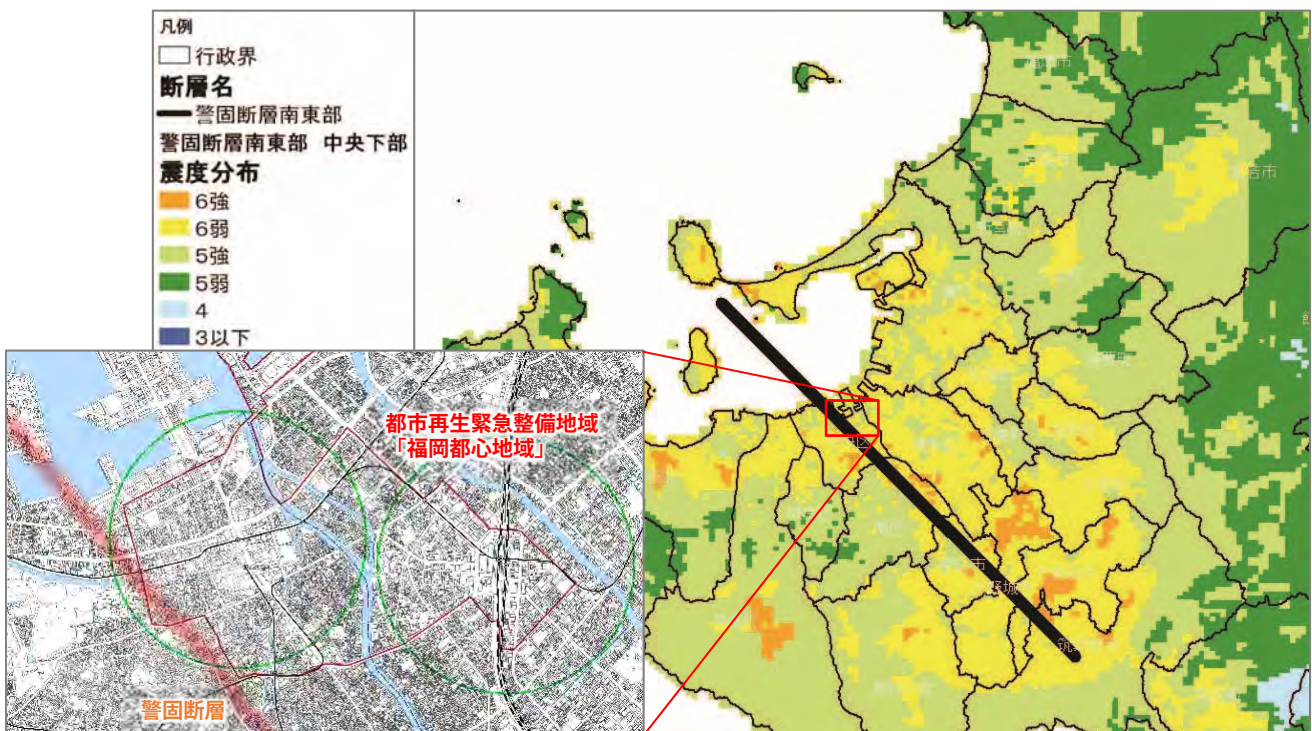


図 警固断層の位置と同断層を震源とする直下型地震発生時の福岡市周辺の震度分布予測

出典：「地震に関する防災アセスメント報告書（平成24年3月、福岡県）」（震度分布予測）

天神地区は西鉄福岡駅の北西部で震度5強、南東部で震度6弱となる地域が多いと想定されます。また、渡辺通一丁目付近で震度6強と想定されます。

博多駅周辺地区は約7割の地点で震度6弱となっており、それらは主に博多駅の西側の地域に集中しています。また、住吉五丁目付近で震度6強の想定となっています。

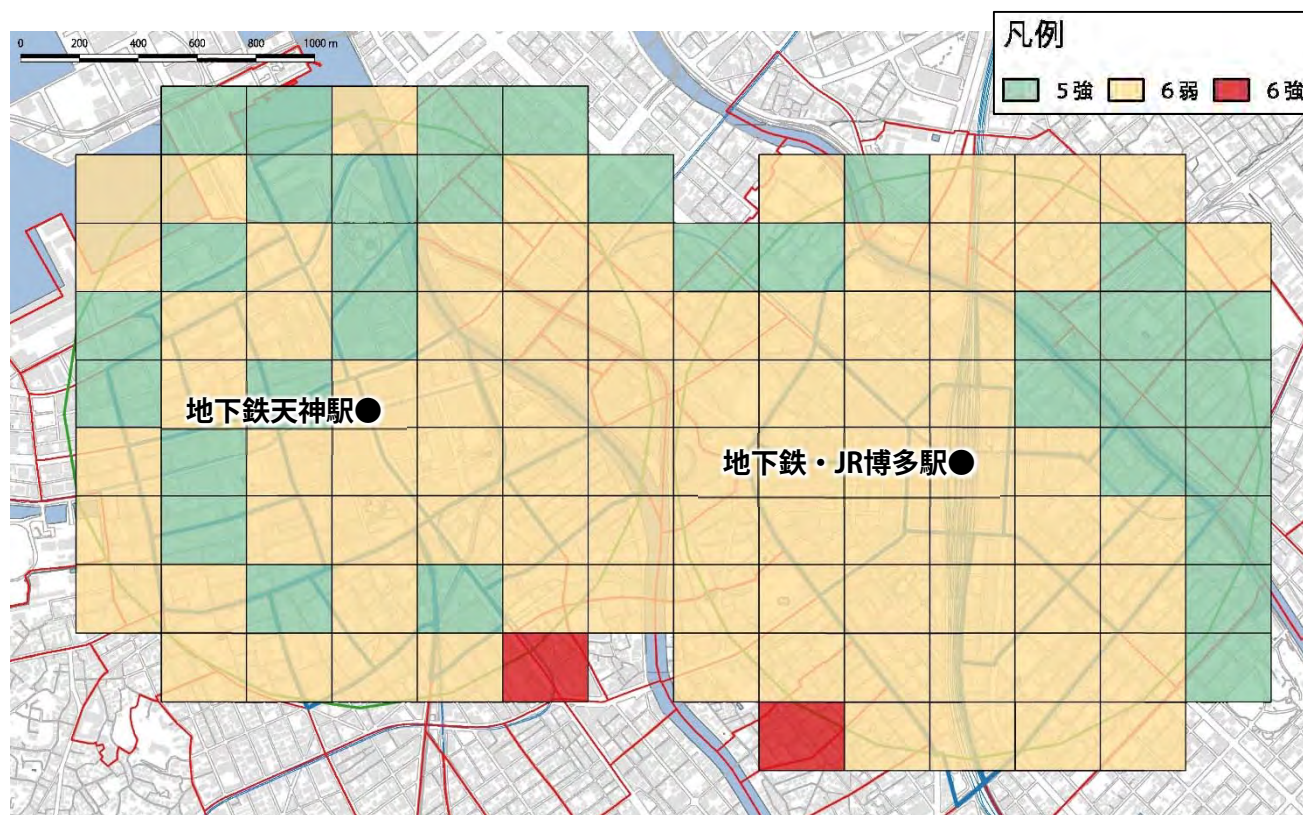


図 対象エリアの震度分布予測

出典：「地震に関する防災アセスメント報告書（平成24年3月、福岡県）」

なお、次節以降の被害の想定については、「地震に関する防災アセスメント報告書（平成24年3月、福岡県）」及び各事業者ヒアリングに基づき整理しますが、同報告書では上図のメッシュ単位で予測を行っているため、本計画では地下鉄天神駅、JR・地下鉄博多駅を中心に1km圏をカバーするメッシュを対象に行うこととします。

4-2 被害の想定

- ・警固断層南東部を震源とする地震での建物・人的被害は甚大ではなく、津波被害も想定されないが、鉄道等の運休が想定されるため、帰宅困難者等が発生

(1) 被害の全体像の想定

「地震に関する防災アセスメント報告書（平成24年3月、福岡県）」及び事業者ヒアリングに基づき想定した警固断層南東部地震発生時の対象エリアの被害想定は以下の通りですが、被災状況によってはここに示すより大きな被害が発生する可能性があります。

	揺れ	■立っていることが困難 ■固定していない家具の大半が移動 ■壁面材や窓ガラスが破損・落下する可能性
	建物被害	■非木造建物の被害は甚大なレベルにはならない（大破31棟（全棟数比率0.4%）、中破52棟（同0.7%）） ■木造建物の全半壊は400棟強（同12～13%）
	建物火災	■大規模な火災は想定されないが、被災状況により一部延焼の可能性有
	人的被害	■福岡都心部での死者約20人、負傷者約240人の予測 ■人的被害は建物被害によるため、非木造建物では被害少
	鉄道	■被害はなくても安全点検のため最低数時間は運休 ■被害発生の場合はさらに長い時間を復旧に要する
	道路バス	■一般道路の被害予測は10km～20kmに1箇所程度 ■道路被害が少ないと、バスは早期にほぼ通常運行の可能性有
	上下水道	■上水道は発災後一部断水する可能性あり ■下水道も一部利用不可になる可能性あり
	電気ガス通信	■部分的な停電の可能性はあるが、大規模な被害は想定されない ■ビル空調等の中圧管の被害は想定されない ■一部断線被害が想定（発災直後は輻輳するが、警察・消防など重要な通信は優先的につながる）

図 警固断層南東部地震発生時の福岡都心部の被害予測

出典：「地震に関する防災アセスメント報告書（平成24年3月、福岡県）」、各事業者ヒアリング

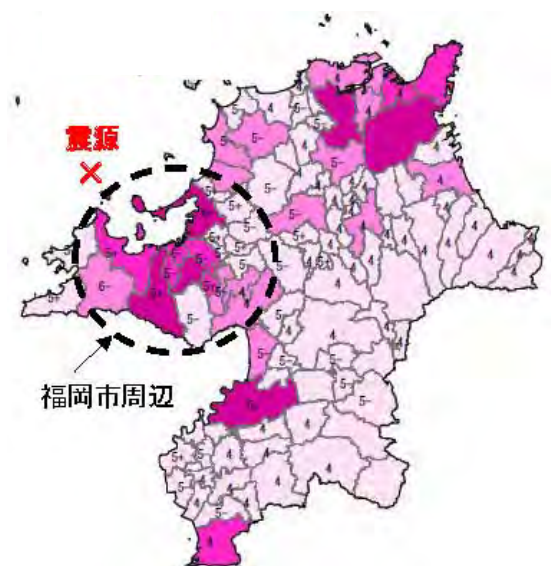
前頁の被害想定を主な他都市及び福岡西方沖地震時の被害と比較すると以下ようになります。

【主な他都市との被害想定比較表】

都市（地区）	建物被害（棟）			人的被害（人）	
	非木造		木造	死者	負傷者
	大破	中破	全半壊		
天神・博多駅周辺地区	31	52	400強	約20	約240
名古屋駅周辺地区	216	426	471強	90	1,481
札幌駅周辺地区	全壊30、半壊362			43	228
大手町・丸の内・有楽町地区	軽 微			1～2	数百

【平成17年に発生した福岡県西方沖地震の概要と被害】

平成17年3月30日に発生した福岡県西方沖地震（マグニチュード7.0）では、福岡市内で最大震度6弱を観測し、死者1名に加え900名を超える負傷者、400棟を超える住居建物全半壊が発生しました。



- 人的被害
 - ・死 者：1名
 - ・負傷者：926名
(重傷：50名、軽傷：876名)
- 住居建物被害
 - ・全壊：136棟
 - ・半壊：294棟
 - ・一部損壊：4,624棟

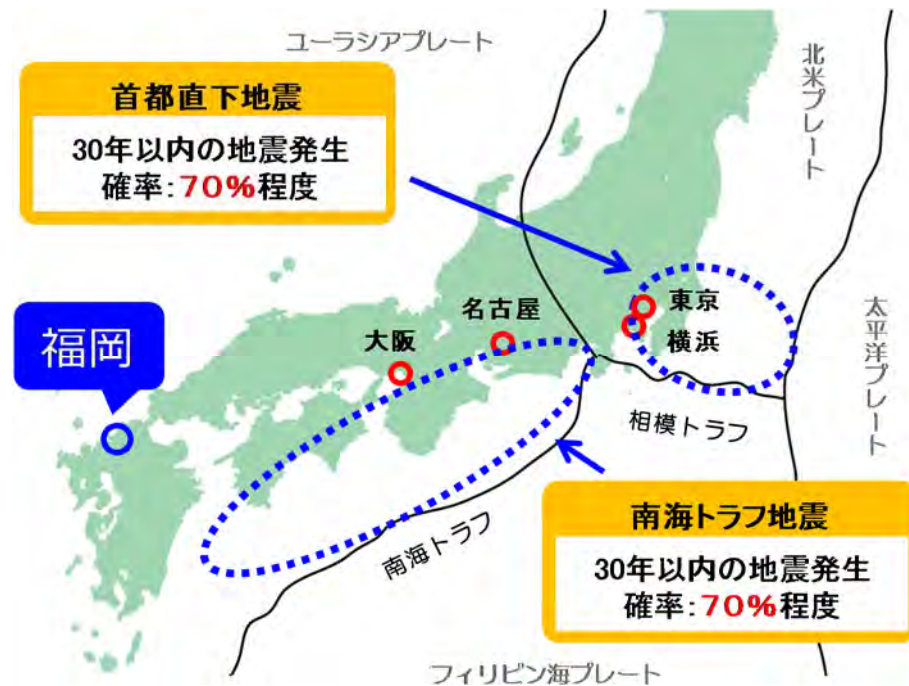
図 福岡県西方沖地震での震度分布と被害状況

出典：平成17年7月福岡県「福岡県西方沖地震震災対応調査点検委員会報告書」

福岡市は、わが国に大きな被害をもたらす南海トラフ巨大地震（東海＋東南海＋南海地震）発生時の想定震度が4程度であり、首都圏と同時被災するリスクが小さいと予測されるとともに、地震発生時において都市に甚大な被害をもたらす津波被害はほぼないと予測されます。

【南海トラフ巨大地震発生時にも首都圏との同時被災リスクが小さい福岡】

- 今後30年以内の発生確率が70%程度と高く、わが国の太平洋沿岸都市に大きな被害をもたらすと予測される南海トラフ地震発生源から福岡は離れており、首都圏をはじめとする太平洋沿岸大都市圏との同時被災のリスクは小さいと予測されています。



※地震発生確率は文部科学省地震調査研究推進本部による（H26.4.25現在）

※想定震源断層域は、内閣府首都直下地震対策検討WG及び南海トラフ巨大地震対策検討WGの最終報告をもとに大まかな場所を示したもの

図 南海トラフ及び首都直下型地震の地震発生確率と想定震源断層域

【福岡都心部では地震時に甚大な被害をもたらす津波被害は想定されない】

- 日本海側で発生する地震による津波高さは、福岡都心部が位置する中央区、博多区で0.0～0.5mと予測され、ほぼ被害はないものと考えられます。

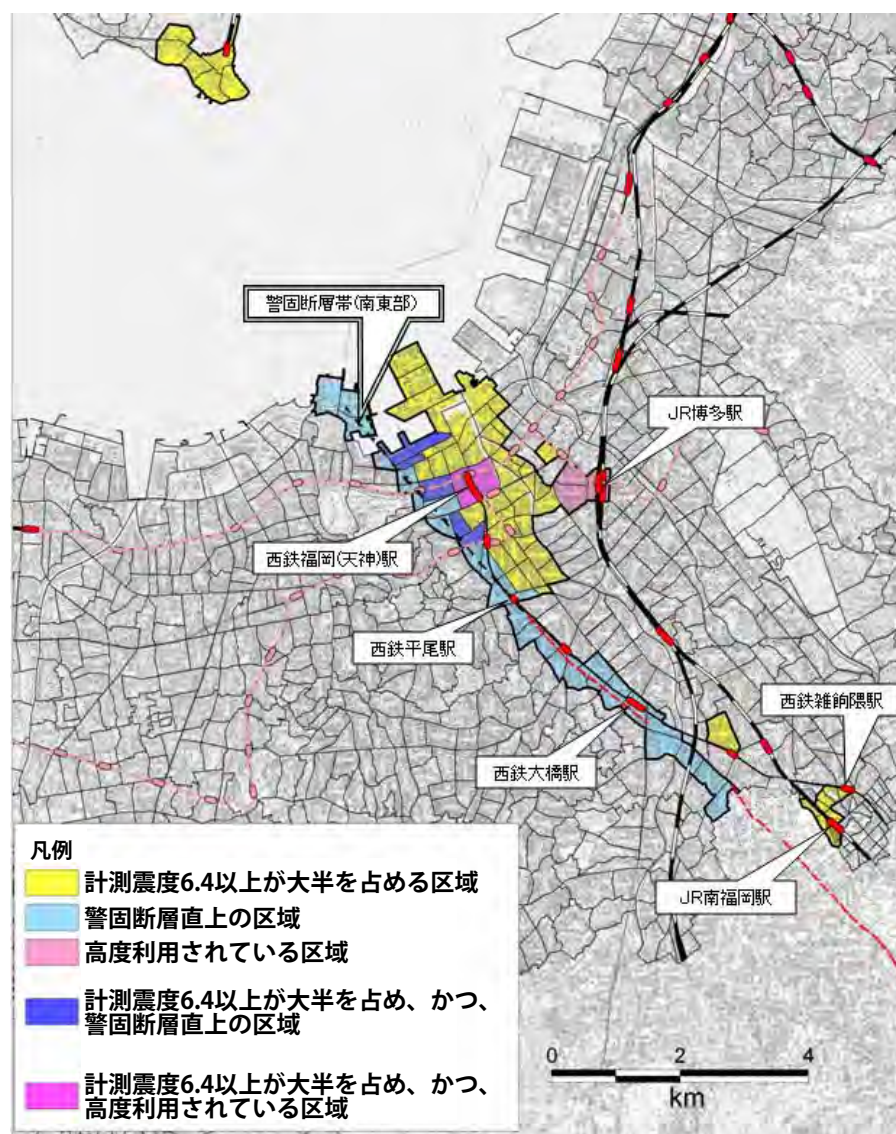


図 対馬海峡東での大規模地震発生時の津波高さ予測（満潮時）

出典：平成24年3月、福岡県「津波に関する防災アセスメント調査報告書」

【警固断層帯南東部に近い一定の区域における耐震性能強化の取り組み】

福岡市は、警固断層帯南東部に着目し、警固断層帯南東部に近い一定の区域において、新築される中高層の建築物の耐震性能を強化し、建築物の安全性を高めていただくよう、福岡市建築基準法施行条例の一部を改正しています。（平成20年10月1日より施行）



四 条例对象区域

(2) 建物・人的被害の特性

- 天神・博多駅周辺地区において建物・人的被害は一定発生する想定結果となりましたが、メッシュ別の被害想定をみると、大きな被害が発生しているのは両地区の中心駅から概ね1 km程度に位置する震度予測が大きい（震度6強）メッシュに集中していることがわかります。
- これらの外縁部メッシュには、土地利用・建物用途現況からみて、本計画が対象とする滞留者・来訪者が利用する商業・業務施設等が少なく、住宅系中心の土地利用であることから、建物・人的被害は住宅系施設や住民中心であると推察されます。
- 一方、中心駅周辺では建物・人的被害は非常に少ないことから、発災時に滞留者・来訪者が関係する建物復旧やけが人対応で大パニックを引き起こす可能性は高くないと想定されます。
- このような被害想定の特性を踏まえ、本計画では「帰宅困難者をはじめとする滞留者・来訪者の安全確保」への対応を中心に計画を策定することとします。

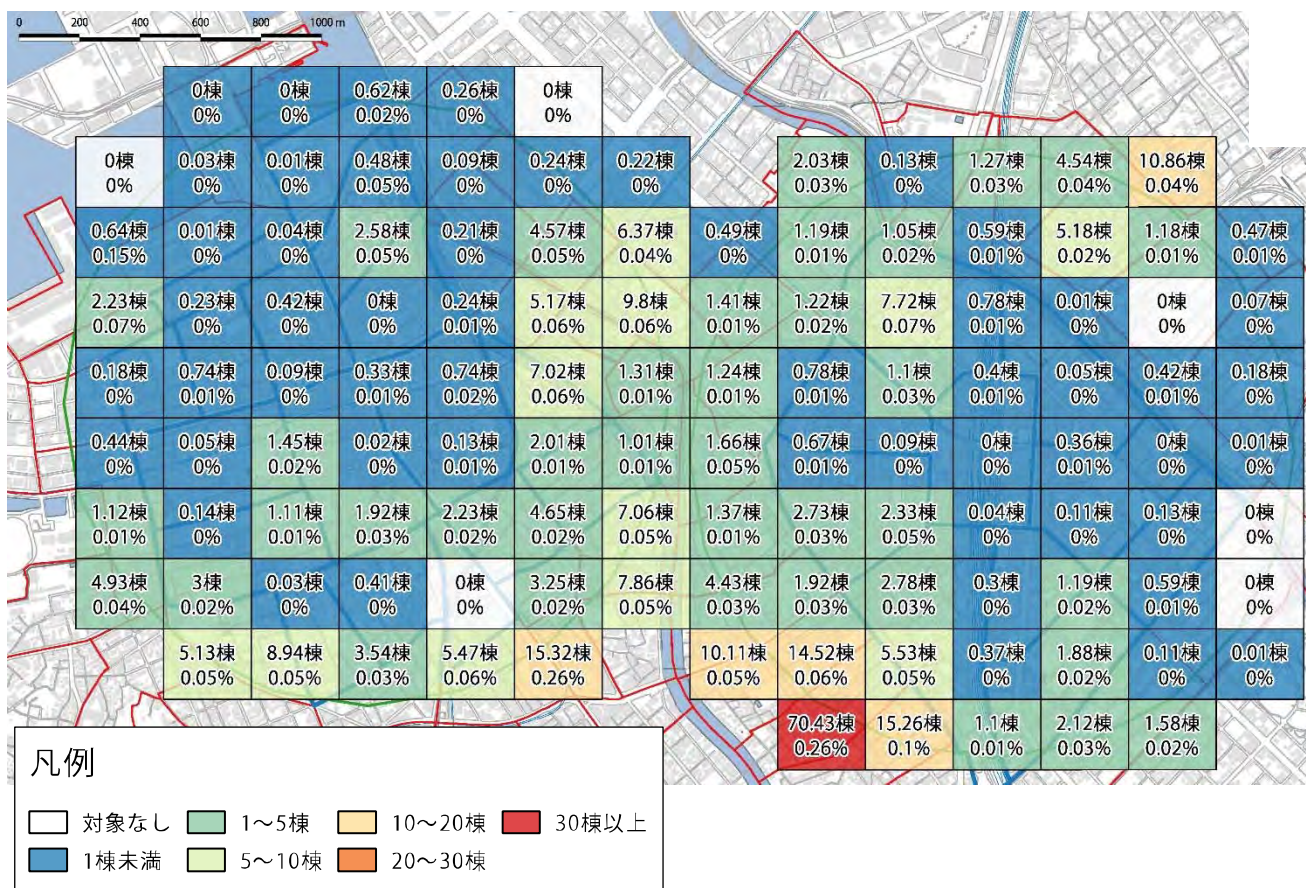


図 メッシュ別の大破・全壊建物棟数と比率の想定

出典：平成24年3月、福岡県「津波に関する防災アセスメント調査報告書」

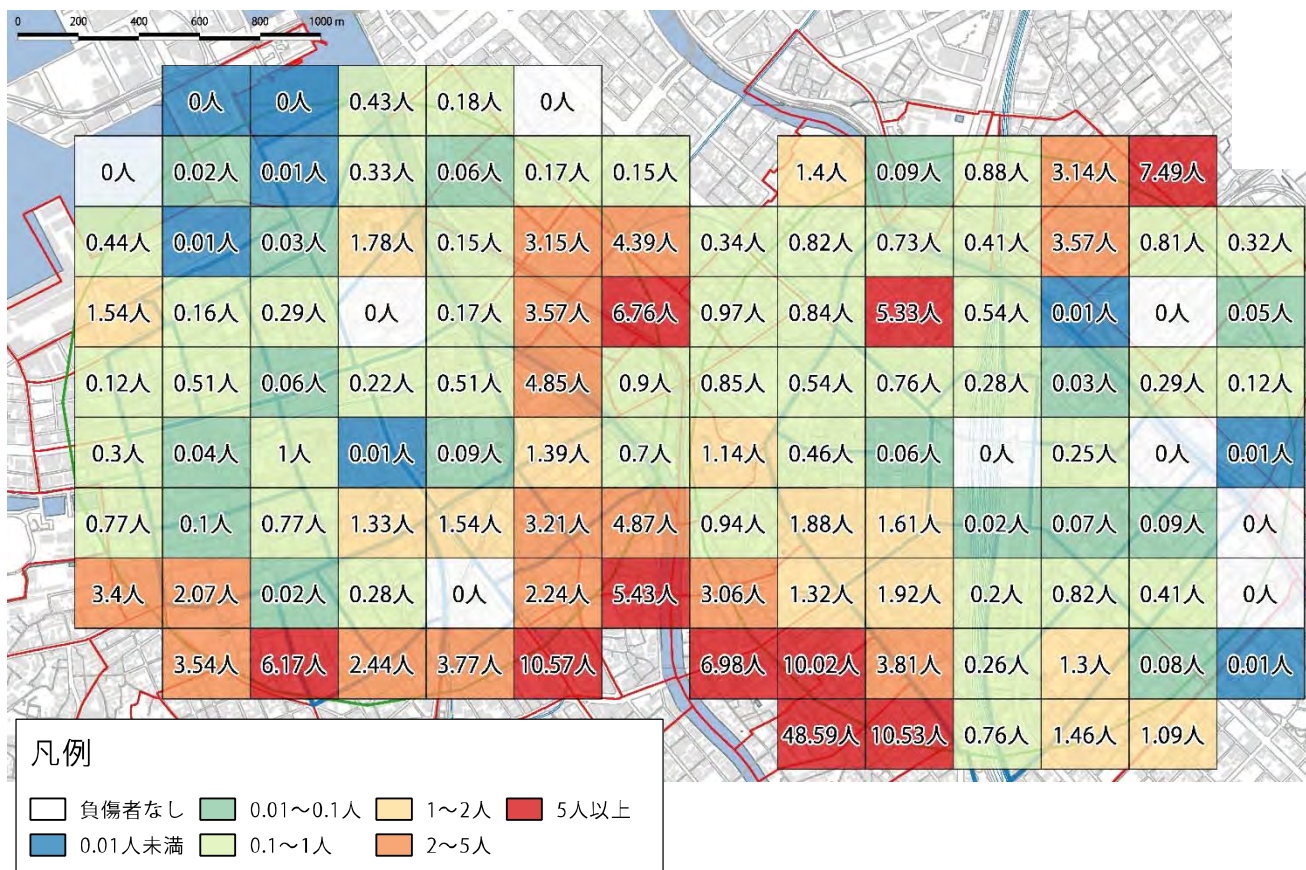


図 メッシュ別の負傷者数想定

出典：平成24年3月、福岡県「津波に関する防災アセスメント調査報告書」

4-3 帰宅困難者数の推計

- 帰宅困難者等は両地区の中心駅から1 km圏内を概ねカバーする町丁目を対象に予測
- 両地区での最大の時間帯となる平日12時の滞留者・来訪者は約232,000人、帰宅困難者は約62,000人、うち寄る辺のない帰宅困難者は約38,000人と予測
- 帰宅困難者の特性をみると、天神地区は「中心部集中型分布」、「滞留者、来訪者混在型分布」と考えられ、博多駅周辺地区は「東西方向連続型分布」、「滞留者、来訪者分離型分布」と想定される

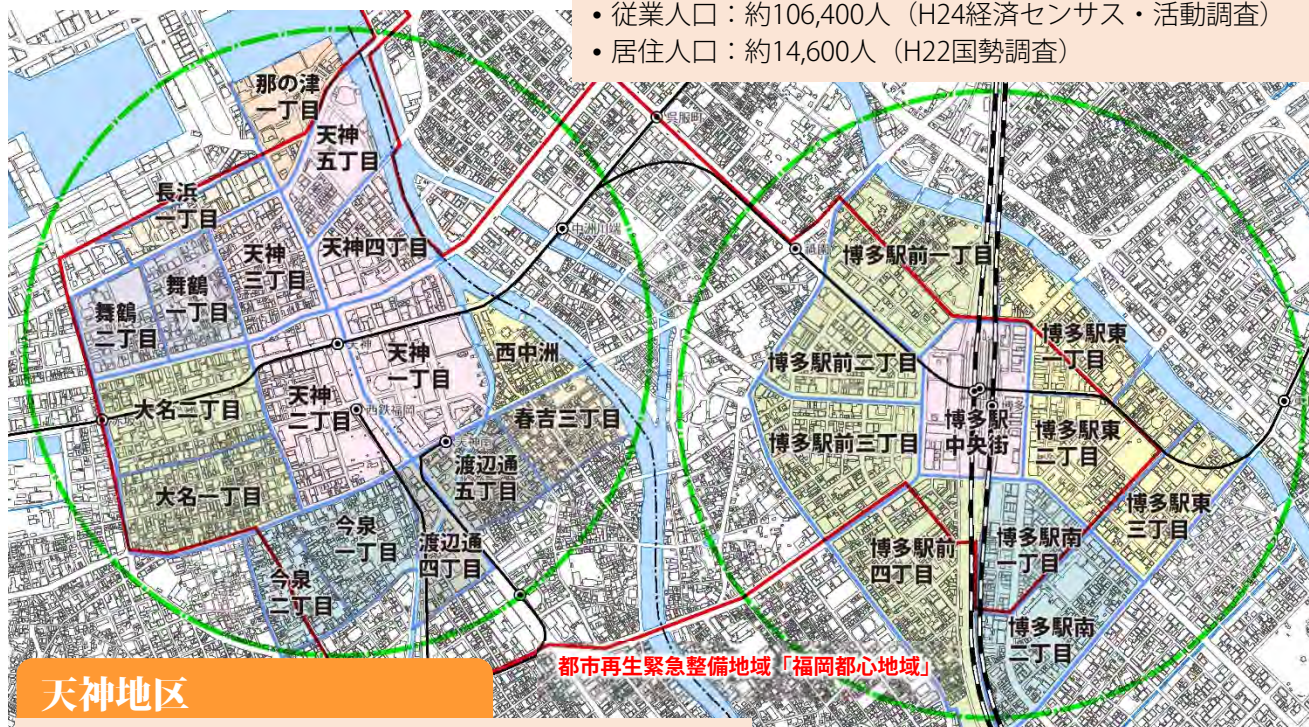
(1) 帰宅困難者数等の予測エリア

帰宅困難者数等の予測に当たっては、第4回北部九州都市圏パーソントリップ調査など町丁目を基礎としたゾーニングがなされたデータを用いることから、この対象エリアについては、両地区における中心駅である地下鉄天神、JR・地下鉄博多駅を中心とした1 km圏内を概ねカバーする下図の町丁目とします。

- 町丁目数：下図27町丁目
- 面積：約350ha
- 従業人口：約215,700人（H24経済センサス・活動調査）
- 居住人口：約31,300人（H22国勢調査）

博多駅周辺地区

- 町丁目数：10町丁目
- 面積：約162ha
- 従業人口：約106,400人（H24経済センサス・活動調査）
- 居住人口：約14,600人（H22国勢調査）



天神地区

- 町丁目数：17町丁目
- 面積：約188ha
- 従業人口：約109,300人（H24経済センサス・活動調査）
- 居住人口：約16,700人（H22国勢調査）

図 帰宅困難者等の予測対象エリア

(2) 帰宅困難者数等の推計結果

天神・博多駅周辺地区には最大となる平日12時で約23.2万人（天神地区：約13.0万人、博多駅周辺地区：約10.2万人）の滞在者・来訪者が見込まれます。このうち、徒歩で帰宅可能な約17.0万人を除いた約6.2万人が帰宅困難者となる可能性があります。帰宅可能者は自宅までの距離を想定し、10km圏内は全員帰宅可能、それより遠くは1km離れるごとに帰宅困難者割合が10%増加し、20km以上は全員帰宅困難者と想定しました。

帰宅困難者のうち、買物・観光者や建物倒壊等により従業施設に滞在できないなど、身を寄せる場所が地区内にない方を「寄る辺のない帰宅困難者」と呼称し、その数は最大となる平日12時で約3.8万人（天神地区：約2.05万人、博多駅周辺地区：約1.75万人）と予測されます。

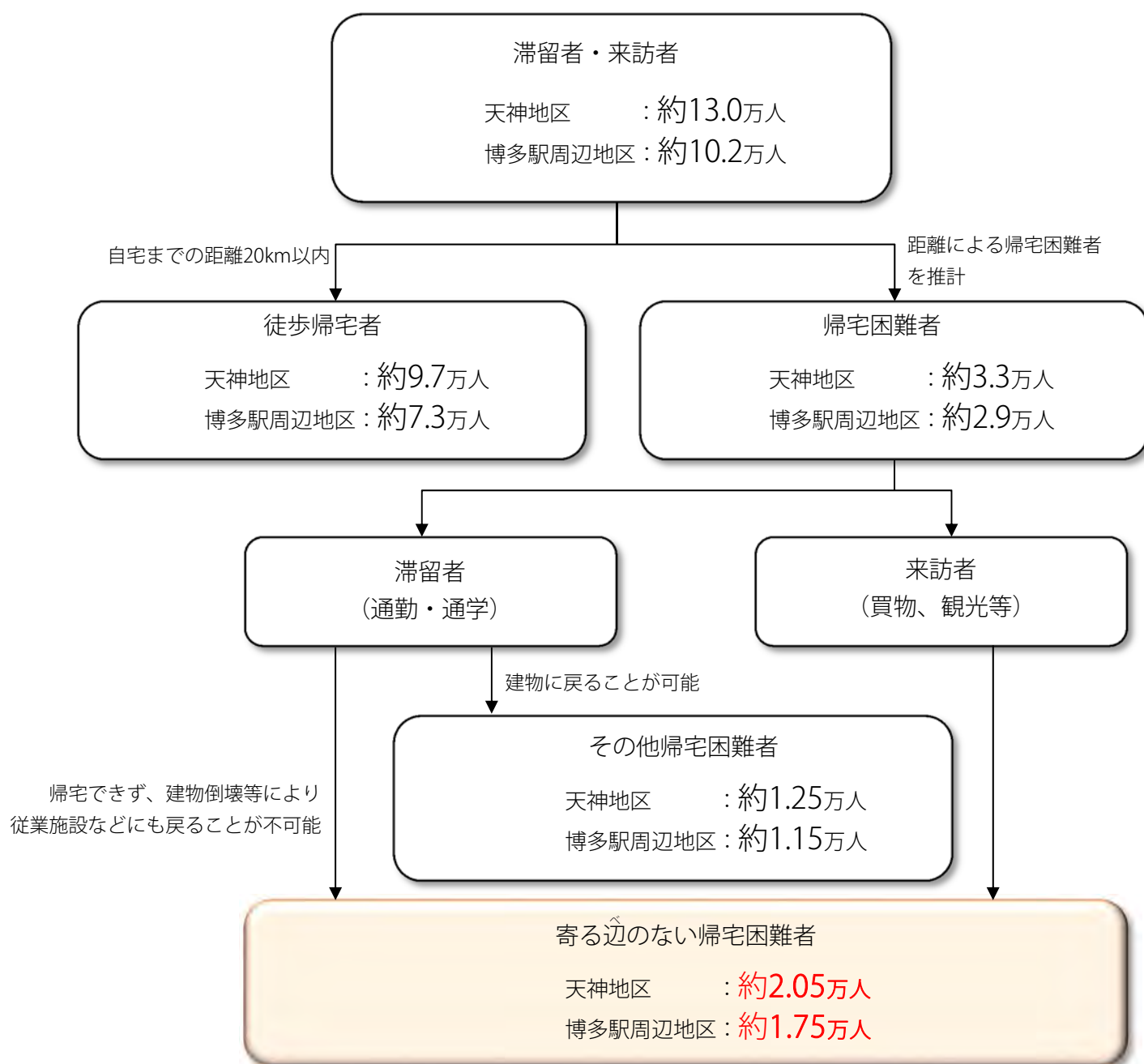
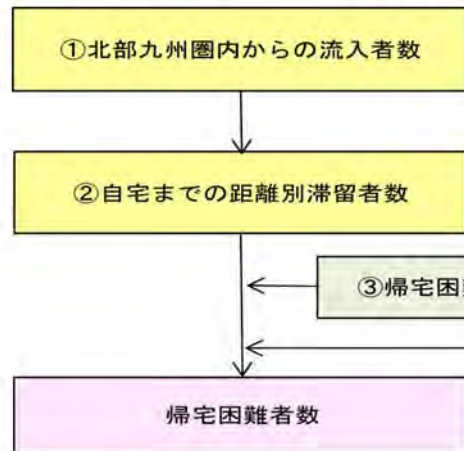


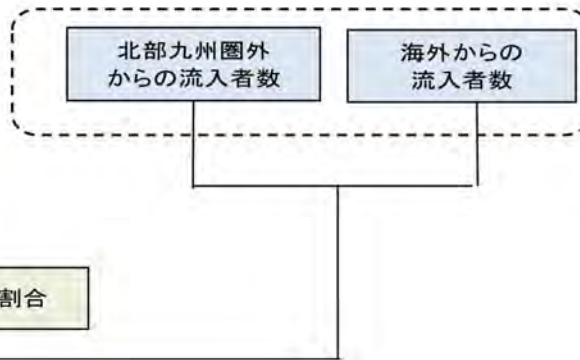
図 滞留者・来訪者、帰宅困難者、寄る辺のない帰宅困難者数（平日12時）

【帰宅困難者数予測の考え方】

圏域内から対象エリアへの流入者数



圏域外からの流入者数④



※①北部九州圏内からの流入者数は、「第4回北部九州都市圏パーソントリップ調査」により算出
 ④圏域外からの流入数は、鉄道・航空機・船舶・バスの交通機関別に統計データ等を用いて算出

図 帰宅困難者数の算定の考え方と方法

自宅までの距離	帰宅困難割合
～10km	全員帰宅可能（帰宅困難割合＝0％）
10km～20km	被災者個人の運動能力の差から、帰宅困難割合は1km遠くなるごとに10％増加
20km～	全員帰宅困難（帰宅困難割合＝100％）

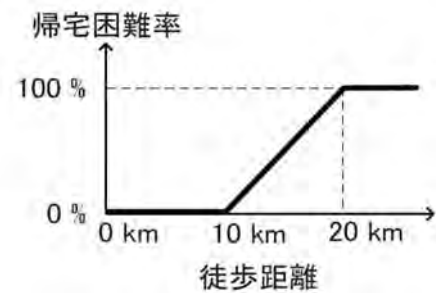


図 自宅までの距離と帰宅困難割合

(3) 帰宅困難者の地区別特性

- ・「2. まちの特徴」の土地利用・建物用途現況で分析を行ったように、天神地区は中心部の天神一丁目・二丁目から大名にかけて商業・業務施設等が集積しており、一方博多駅周辺地区は博多駅から東西方向にこれら施設が広範に立地しています。
- ・この特性は帰宅困難者数にも関連し、天神地区は中心部集中型、博多駅周辺地区は東西方向連続型となっています。
- ・土地利用・建物用途現況をもとに人の属性を分析すると、天神地区中心部では業務・商業・文化施設等が複合化しているとともに、公共交通機関の駅やバス停が分散立地していることから、帰宅困難者における滞留者と来訪者は混在するものと推察できます。
- ・一方、博多駅周辺地区は商業など来訪者が利用する施設及び公共交通機関関連施設が駅を含む博多駅中央街に集中していることから、帰宅困難者の特性として、駅周辺は来訪者、その周辺町丁目は滞留者主体であると考えられます。

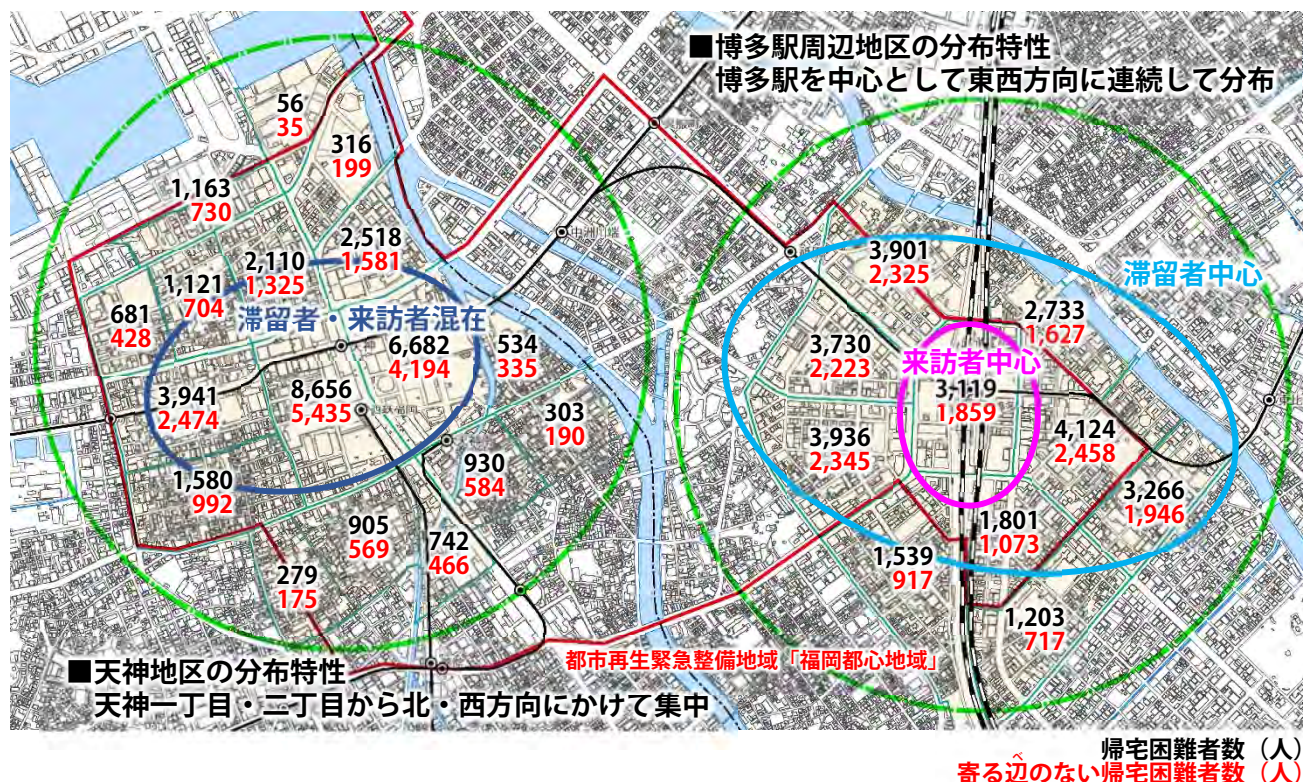


図 町丁目別の帰宅困難者数分布と属性 (平日12時)

表 天神・博多駅周辺地区の寄る辺のない帰宅困難者数

地 区		天神地区	博多駅周辺地区
寄る辺のない帰宅困難者数	平日12時	約2.05万人	約1.75万人

5. 天神・博多駅周辺地区における滞留者・来訪者の安全確保の課題

5-1 滞留者・来訪者の安全確保に向けた重点項目

本計画では、発災時における滞留者・来訪者の安全確保、事業継続性向上に向けた重点項目として、以下の5点を設定します。

- ① 情報発信・情報収集
- ② 一時退避場所、退避施設の確保
- ③ 避難誘導、徒歩帰宅者支援
- ④ 耐震性の向上
- ⑤ 備 蓄

5-2 重点項目ごとの課題

天神・博多駅周辺地区の現状等を踏まえ、重点項目ごとの課題を整理すると以下ようになります。

(1) 「情報発信・情報収集」に関する課題

- ・発災直後における来訪者等への指示や情報提供の遅延により混乱の発生が想定されるため、迅速・的確に地震情報・公共交通機関運行状況・避難誘導等を情報収集するための手段や、行政及び関係事業者間の情報共有、滞留者・来訪者への情報提供手段の充実が必要となります。
- ・福岡市では本庁舎内に福岡市災害対策本部が設置されるが、市内全域の情報収集が中心となるため、都心部の滞留者・来訪者対策として、天神・博多駅周辺地区における情報収集・伝達を行う組織・体制づくりが望まれます。

(2) 「一時退避場所、退避施設の確保」に関する課題

- ・都心部は、一般の住民以外に多数の帰宅困難者が発生するとともに、福岡県西方沖地震時のようにたとえば警固公園のようなオープンスペースに人が集中すると、その周辺での過度な滞留や群衆事故などの二次被害が想定されることから、従来の避難場所や避難所以外に帰宅困難者を受入れるための退避施設等を確保する必要があります。
- ・帰宅困難者を受入れる退避施設の管理体制や、長期間の受入れが必要な場合の代替施設への移動などのルール・体制づくりが課題となります。
- ・安全面等に配慮した地下空間の活用方法など、退避施設等として活用できる施設の取扱いについて整理を行う必要があります。

(3) 「避難誘導、徒歩帰宅者支援」に関する課題

- 地区における避難誘導に関するルールが確立されておらず、個々の判断で避難を行うことによる混雑や滞留の発生の防止が必要となります。
- 警固公園、天神中央公園、博多駅駅前広場など、日常的に認識されている広場空間への避難が集中する可能性があります。
- 避難・退避経路の安全確認・避難誘導，交通整理に要する人員を確保し、適切に実施する体制づくりが課題となります。
- 徒歩帰宅者が発災直後に一斉に帰宅を開始すると、道路上での過度な滞留による事故、道路渋滞による緊急車両の遅延など二次災害が発生する危険性や地区における混乱が増長される危険性があります。
- 最大で歩行距離が20kmに及ぶ徒歩帰宅者に対するトイレや飲料水、情報の適切な提供が必要となります。

天神地区の課題

- 滞留者・来訪者が集中する天神一丁目・二丁目など中心部での混乱を回避することが課題。
- 中心部では滞留者と来訪者が混在するものと想定されるため、人の特性に応じた避難誘導を適切に実施する必要があります。

博多駅周辺地区の課題

- 地理に不案内な来訪者の大部分は博多駅中央街に集中していると想定されるため、ここでの円滑な避難誘導の実施が課題。
- 博多駅周辺部の滞留者に対しては、避難誘導ルールの周知と実施が求められます。

(4) 「耐震性の向上」に関する課題

- 発災時の建物・人的被害の抑制は、滞留者・来訪者の安全確保はもとより、一時退避者の減少による地区における混乱の減少にもつながるため、建物等の耐震性の向上が必要となります。

(5) 「備蓄」に関する課題

- 天神・博多駅周辺地区で発生する帰宅困難者に対応した食料・飲料水をはじめ敷物・毛布・トイレなど備蓄の充実が課題となります。
- また、退避施設に対してこれら備蓄を適切に配布する仕組みや体制づくりが課題となります。

6. 課題解決に向けた取り組み方針と内容

6-1 重点項目ごとの課題解決に向けた取り組み方針と内容

(1) 「情報発信・収集」に関する取り組み方針と内容

①取り組み方針

- 発災時に天神・博多駅周辺地区の情報収集・発信を行う組織・体制づくりについて、協議・検討を行います。
- 情報発信については、地震情報、公共交通機関運行情報、退避施設等までの避難経路、退避施設等の開設状況などの情報を的確に提供できるツールとして、福岡市及び民間施設の無線Wi-Fi、デジタルサイネージ、街頭ビジョンなど多様な媒体の活用や新規整備を推進するとともに、発災時の提供コンテンツの共有化ができるよう関係事業者との調整を行い、確実な情報提供に向けた取り組みを進めます。
- 天神・博多駅周辺地区には、日常的に多くのインバウンドが滞在することから、日本語による情報提供や案内誘導では効果のない外国人に対して、無線Wi-Fi、デジタルサイネージなどでの情報提供が行えるよう、多言語化を進めます。

②取り組み内容

■発災時に情報収集・発信を行う組織・体制づくり

発災時に、天神・博多駅周辺地区の被害、滞留者等、退避施設等の情報収集を行い、関係事業者や滞留者等にこれらの情報提供を的確に行う組織・体制づくりについて、協議・検討を行います。

■無線Wi-Fiにおける発災時の共通コンテンツの配信

福岡市Wi-Fiや民間施設で導入しているWi-Fiを活用しながら、発災時に共通の情報提供が可能なシステム構築、コンテンツ作成や配信方法などの調整を進め、発災時の情報提供に活用します。

■情報提供施設の活用、整備・拡充

発災時に各種情報を視覚的に伝達するため、既存のデジタルサイネージなどへのコンテンツ配信に係る調整を進めるほか、新規の情報通信施設整備を推進し、発災時の情報提供に活用します。

また、発災時に退避施設等への経路等を表示した非常時案内サインの充実に努めます。

■外国人に対する情報提供環境整備

無線Wi-Fi・デジタルサイネージなどの情報提供ツールの多言語化を推進するとともに、発災時にこれらを活用した情報提供を行います。

③取り組み体制

	福岡市等 行政	警察・ 消防	エリマネ 団体	交 通 事業者	関 係 事業者	その他 協力者
発災時に情報収集・発信を行う 組織・体制づくり	●	●	●	●	●	●
無線Wi-Fiでの発災時の共通 コンテンツの配信	●		●	●	●	● 通信事業者
情報提供施設の活用、整備・拡充	●	●	●	●	●	
外国人に対する情報提供環境整備	●		●	●	●	● 通信事業者

【アゼリア川崎（地下街）での補助事業を活用した防災機能の向上】



通常時
図 アゼリア川崎のデジタルサイネージ

- JR川崎駅前の地下街・アゼリア川崎は、都市再生安全確保計画における退避施設等に位置づけられています。
- 同地下街では、国の地下街防災推進事業を活用し地下街の防災機能向上を目指すとともに、可変式デジタルサイネージを導入し、平常時は店舗等の案内、発災時はテレビ放映や交通情報提供など、地下街の収益性と発災時情報提供の双方を向上させています。

(2) 「一時退避場所、退避施設の確保」に関する取り組み方針と内容

①取り組み方針

- ・一時退避場所については、今後の機能更新（建替え等）において公開空地や屋外オープンスペースなどの確保について誘導するとともに、既存施設での活用可能場所を一時退避場所に位置づける取り組みを進めます。
- ・退避施設については、今後の機能更新（建替え等）においてエントランスホールや会議室などの活用について機能更新事業者との調整を進めるとともに、既存施設を退避施設に位置づける取り組みを進めます。
- ・退避施設等については、発災後3日間の提供を前提に関係事業者と協定の締結を進めるとともに、地区周辺のホールや会議場といったMICE施設等の活用を視野に入れて検討を行います。

②取り組み内容

■機能更新（建替え等）の機会を捉えた退避施設等の確保

今後、天神・博多駅周辺地区で実施される機能更新（建替え等）において、公開空地や屋外オープンスペースの確保などの一時退避場所、エントランスホールや会議室など退避施設の新規整備を機能更新事業者との調整のもと整備を誘導します。

■関係事業者の協力のもと既存施設における退避施設等の確保

関係事業者と協議・調整を図りながら、既存施設において活用可能な場所・施設を退避施設等に位置づける取り組みを進めます。

■退避施設での運営に関する検討

既存施設における退避施設等の確保に併せて、管理面での協力を求めています。また、施設の開設や帰宅困難者の受入方法、退避者に対する食料・水・トイレなどの提供など具体的な運営方法・体制について、ガイドライン等の作成により運営支援を行えるよう、関係者と今後検討・調整を行います。

③取り組み体制

	福岡市等 行政	警察・ 消防	エリマネ 団体	交 通 事業者	関 係 事業者	その他 協力者
機能更新（建替え等）の機会を捉えた 退避施設等の確保	●		● 関係協議会		●	
関係事業者の協力のもと 既存施設における退避施設等の確保	●			●	●	
退避施設での運営に関する検討	●				● 退避施設提供事業者	

【福岡市都心部機能更新誘導方策による建物の耐震性能向上にあわせた容積率加算】

- 福岡市都心部機能更新誘導方策では、一定の条件を満足する機能更新（建替え等）において、下表のように耐震性能向上や備蓄倉庫・防火水槽等整備にあわせた容積率加算の仕組みがあります。

内 容	加算上限 容積率	加算上限 容積率（最大）
設計地震力が市条例と同等以上（設計地震力が法の1.25倍以上）相当で計画されるもの	20%	50%
設計地震力が市条例×1.25 倍以上（設計地震力が法の1.25×1.25 倍以上）相当で計画されるもの	30%	
設計地震力が市条例×1.5 倍以上（設計地震力が法の1.25×1.5 倍以上）相当で計画されるもの	40%	
防災用備蓄倉庫、防火水槽の施設整備等	さらに+10%	

出典：平成27年1月改定 「福岡市都心部機能更新誘導方策 取扱要領」

（３）「避難誘導、徒歩帰宅者支援」に関する取り組み方針と内容

①取り組み方針

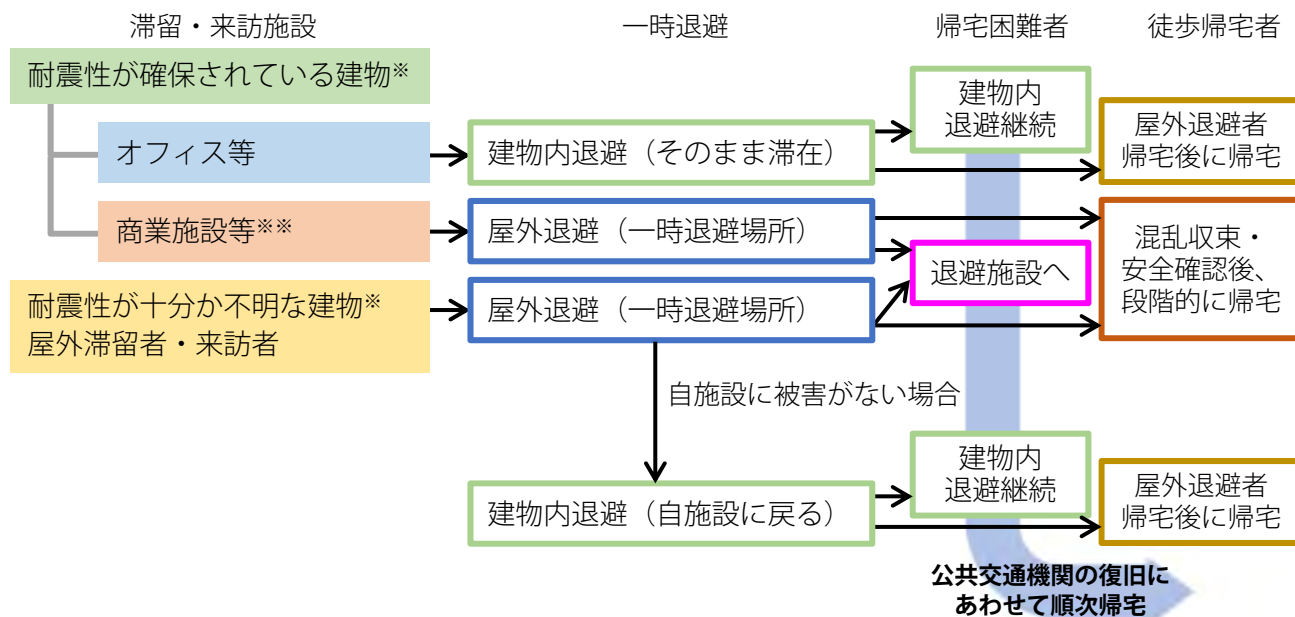
- 本計画において、発災時における避難誘導に関するルールを確立し、テナントを含む関係事業者に周知徹底するとともに、発災初動期には関係事業者がこのルールに基づいた行動をとるよう帰宅困難者等を誘導します。
- 一時退避場所を関係事業者に周知するとともに、地区全体での避難誘導に関するマニュアル作成や平常時の定期的訓練の実施などにより、一時退避場所からの退避施設への誘導、徒歩帰宅者の段階的帰宅に向けた避難誘導等の仕組みづくりを構築することを目指します。
- 滞留者と来訪者が高密度に混在している天神地区では、地域全体による避難誘導等の仕組みづくりが重要となり、来訪者の大部分が駅周辺に集中する博多駅周辺地区では、駅周辺の鉄道・商業事業者による避難誘導と周辺オフィス等への避難誘導ルールの周知徹底を図ります。
- 避難誘導ルールに基づき、関係事業者は従業者等の性急な徒歩帰宅を抑制するとともに、屋外退避者に対しては行政と関係事業者が連携し混乱が生じないよう段階的な帰宅を誘導します。
- 徒歩帰宅者に対する交通機関の運行情報などに関する情報提供を行う仕組みづくりを検討します。
- 福岡県では、徒歩帰宅者へのトイレ、水道水、情報などの提供を行う「災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書」をコンビニエンスショップ、ガソリンスタンド等と締結していますが、今後協力事業者のさらなる増加に向けた取り組みを推進します。

②取り組み内容

■避難誘導ルール確立（一斉帰宅の抑制推進）、マニュアル・マップ作成

発災時における屋外での過度な滞留者等の発生を抑制し、混乱を回避するため、天神・博多駅周辺地区での避難誘導ルールを確立するとともに、発災時には、行政、エリアマネジメント団体、鉄道事業者等の関係事業者が連携して円滑に誘導できるよう避難経路や避難施設等を含めた避難誘導マニュアルやマップを作成します。

避難誘導ルールのイメージ図



※新耐震基準（昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建築物）、旧耐震基準（左記以外）、耐震補強の有無など
 ※※滞留者・来訪者を建物内に退避させることにより、商品の盗難などさらなる混雑発生が想定される施設（自主判断）

また、発災時における地区全体で統一的な避難誘導が実施できるよう、本計画をはじめ避難誘導ルール・マニュアルをエリアマネジメント団体等と連携して関係事業者に対して周知徹底します。

■訓練の実施を通じた避難誘導の仕組みと体制づくり

発災時に本計画やマニュアルで定めた地区全体で円滑な避難誘導ができるよう、定期的な訓練の実施などを通じて、避難誘導の役割分担等の仕組みと体制づくりを構築するとともに、円滑な避難誘導の実効性を高めていきます。

■一斉帰宅抑制の取り組み

関係事業者を中心に、滞留者・来訪者に公共交通機関の運行状況の提供に加え、地区の混乱回避に向けた一斉帰宅の抑制の呼びかけを実施します。

■徒歩帰宅支援ステーションの拡充

トイレ、水道水、情報などの提供を行う徒歩帰宅支援ステーションについて、福岡県や福岡都市圏自治体と連携しながら拡充を図ります。

③取り組み体制

	福岡市等 行政	警察・ 消防	エリマネ 団体	交 通 事業者	関 係 事業者	その他 協力者
避難誘導ルール確立 (一斉帰宅の抑制推進)、 マニュアル・マップ作成	●	●	●	●	●	
訓練の実施を通じた 避難誘導の仕組みと体制づくり	●	●	●	●	●	
一斉帰宅抑制の取り組み	●	●	●	●	●	●
徒歩帰宅支援ステーションの拡充	●					● 協力事業者

【川崎駅周辺地区での無線を用いた情報共有と避難誘導】



- 川崎駅周辺地区では、区役所を核に駅、一時滞在施設（退避施設）、市災害対策本部間を無線を用いて情報共有し、退避施設の開設状況、駅の混雑度などをもとに適切なタイミングでの避難誘導が実現できるよう取り組んでいます。

【災害時帰宅支援ステーション】



図 天神地区内陸側の
ステーション分布



図 災害時帰宅支援
ステーションのステッカー

- 福岡県では発災時の徒歩帰宅者を支援するステーションとして、県下のコンビニエンスショップ等、ガソリンスタンドと支援ステーションに関する協定を締結しています。
- 支援ステーションは、発災時の徒歩帰宅者に対し、災害情報の提供、トイレの利用、水道水の提供、地図の掲出などの支援を実施します。

【名古屋市徒歩帰宅支援マップ】

- ・名古屋市では主要帰宅経路、徒歩帰宅者支援ステーション等を記した徒歩帰宅支援マップを作成しています。
- ・市内全域版、名古屋駅版、北東・北西・南東・南西版から構成され、発災時には名古屋駅周辺での混乱を回避するため、同駅から1～2 km圏内の4箇所の大規模公園を徒歩帰宅者支援拠点として、そこでそれぞれの方面の交通情報の提供やマップの配布等を行う計画としています。

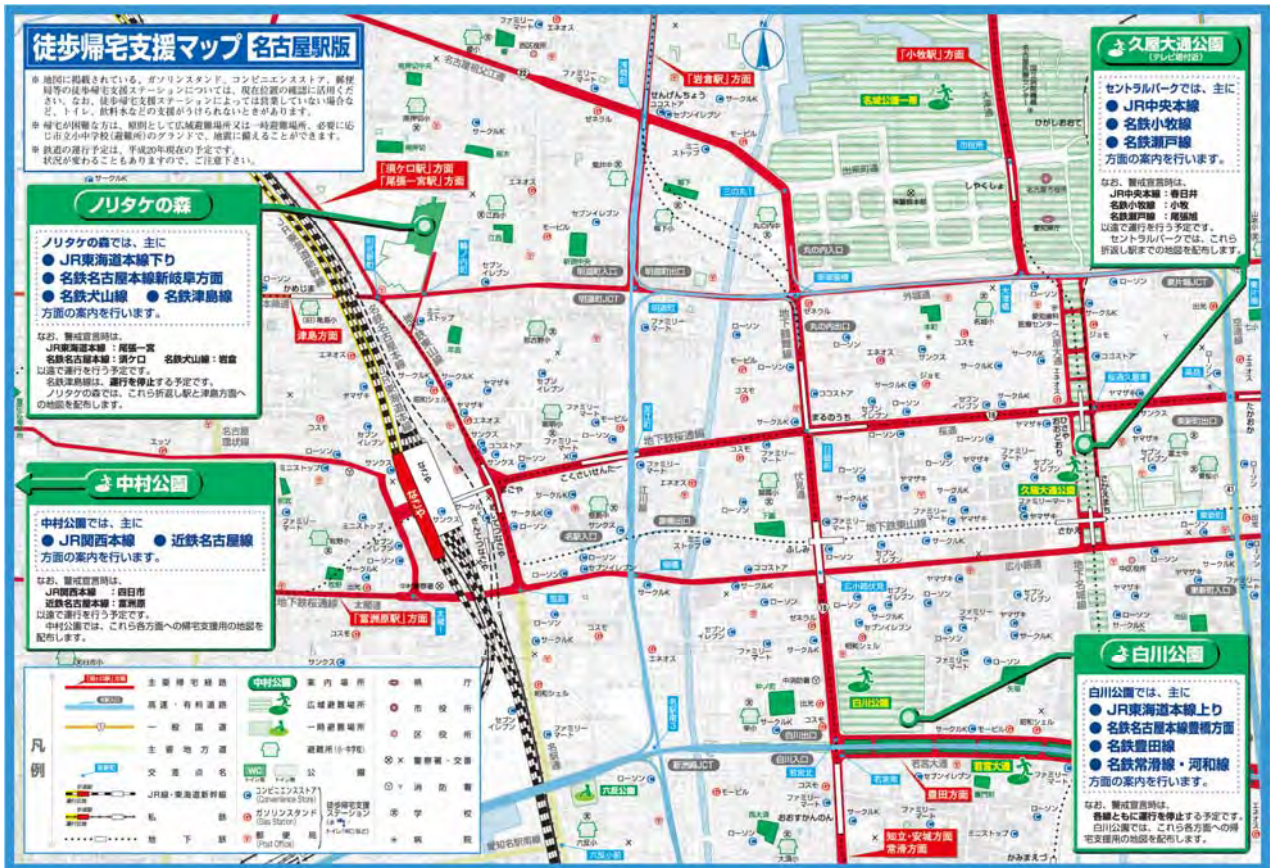


図 名古屋市の徒歩帰宅支援マップ（名古屋駅版）

（４）「耐震性の向上」に関する取り組み方針と内容

①取り組み方針

- ・発災時に天神・博多駅周辺地区に立地する多くの企業等の人的・建物被害の軽減、早期復旧による事業継続性の向上を目指し、旧耐震基準建物の耐震補強、機能更新（建替え等）による耐震化を促進します。

②取り組み内容

■建物の耐震性の向上

旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）によって造られた建物の耐震補強、機能更新（建替え等）による耐震化を促進します。

③取り組み体制

建物の耐震性の向上

福岡市等 行政	警察・ 消防	エリマネ 団体	交通 事業者	関係 事業者	その他 協力者
●		●		●	
		関係協議会			

(5) 「備蓄」に関する取り組み方針と内容

①取り組み方針

- ・関係事業者は、自施設の従業者が必要とする備蓄品の確保に努めます。
- ・天神・博多駅周辺地区で発生する帰宅困難者に対応した食料・飲料水をはじめ敷物・毛布・トイレなどの備蓄手段を検討します。
- ・天神・博多駅周辺地区の小売店・飲食店への商品提供の働きかけ、「災害時における物資の供給に関する協定」を活用する等、流通備蓄の活用を図ります。

②取り組み内容

■関係事業者における従業者用備蓄品の確保

関係事業者は、自施設の従業者が必要とする備蓄品の確保に努めます。

■寄る辺のない帰宅困難者向け備蓄品の確保

関係事業者に対し、寄る辺のない帰宅困難者に対する備蓄品、備蓄場所の確保を働きかけていくほか、備蓄の確保手段を検討していきます。

■流通備蓄の推進

天神・博多駅周辺地区に多数立地する小売店、飲食店等に対して、在庫品や商品を帰宅困難者に提供してもらえよう働きかけていきます。また、「災害時における物資の供給に関する協定」を活用した商品の具体的な提供方法等を協定締結事業者（コンビニ、スーパーマーケット）と協議していきます。

③取り組み体制

	福岡市等 行政	警察・ 消防	エリマネ 団体	交 通 事業者	関 係 事業者	その他 協力者
関係事業者における従業者用備蓄品の確保					●	
寄る辺のない帰宅困難者向け備蓄品の確保	●		●		●	●
流通備蓄の推進	●		●		●	●

6-2 取り組み内容と発災から帰宅困難者解消までのシナリオ

重点項目と取り組み方針

①情報発信・情報収集

- ・発災時に天神・博多駅周辺地区の情報収集・発信を行う組織・体制づくりの協議・検討。
- ・確実な情報提供に向け、多様な媒体の活用や新規整備の推進、発災時の提供コンテンツの共有化に向けて関係事業者と調整。
- ・地下街では、国の「地下街防災推進事業」の活用などを図りながら、情報提供施設整備などを進める。
- ・外国人への情報提供を行うため、無線Wi-Fi、デジタルサイネージの多言語化などを進める。

②一時退避場所、退避施設の確保

- ・一時退避場所については、今後の機能更新（建替え等）における確保、既存施設での位置づけを進める。
- ・退避施設については、今後の機能更新（建替え等）における空間づくりを機能更新事業者と調整するとともに、既存施設での活用可能施設の位置づけを進める。
- ・関係事業者と協定の締結を進めるとともに、地区周辺のMICE施設等の活用を視野に入れて検討を行う。

③避難誘導、徒歩帰宅者支援

- ・発災時の地区における避難誘導に関するルールを確立し、テナントを含む関係事業者への周知徹底。
- ・一時退避場所の関係事業者への周知、地区全体での避難誘導のマニュアル作成、平常時の定期的訓練の実施などにより、避難誘導等の仕組みづくりを構築することを目指す。
- ・避難誘導ルールに基づき、行政と関係事業者が連携し混乱が生じないように段階的な帰宅を誘導。
- ・徒歩帰宅者に対する情報提供を行う仕組みづくりを検討。
- ・徒歩帰宅者支援への協力事業者のさらなる増加対策を推進。

④耐震性の向上

- ・旧耐震基準建物の耐震補強、機能更新（建替え等）による耐震化を促進。

⑤備 蓄

- ・関係事業者は、自施設の従業者用備蓄品の確保に努める。
- ・寄る辺のない帰宅困難者に対応した食料・飲料水をはじめ敷物・毛布・トイレなどの備蓄手段を検討。
- ・機能更新（建替え等）の機会を捉え、備蓄品・備蓄場所を確保。
- ・天神・博多駅周辺地区の小売店・飲食店への商品提供の働きかけ、流通備蓄の活用を図ります。

平常時の取り組み内容

平常時

発災時に情報収集・伝達を行う組織・体制づくり

無線Wi-Fiにおける発災時の共通コンテンツの配信に向けた取り組み

情報提供施設の活用、整備・拡充

外国人に対する情報提供環境整備

機能更新（建替え等）の機会を捉えた退避施設等の確保

関係事業者の協力のもと既存施設における退避施設等の確保

退避施設での運営に関する検討

避難誘導ルール確立（一斉帰宅の抑制推進）、マニュアル・マップ作成

訓練の実施を通じた避難誘導の仕組みと体制づくり

一斉帰宅抑制の取り組み

徒歩帰宅支援ステーションの拡充

建物の耐震性の向上

関係事業者における従業者用備蓄品の確保

寄る辺のない帰宅困難者向け備蓄品の確保

流通備蓄の推進

発災時の時系列シナリオと各段階での取り組み内容



これらの取り組みにより

備えて、守って、支えあう「安心のおもてなし都市」福岡を実現

7. 都市再生安全確保施設の整備及び管理

退避施設としての協定締結箇所は以下の通りです。

表 天神地区における協定締結箇所と管理に関する事項

都市再生安全確保施設に係る事項				管理に係る事項		
番号	施設の名称	種類	所有者	管理主体	管理内容	実施時期
1	CTI福岡ビル	退避施設	(株)建設技術研究所九州支社	(株)建設技術研究所九州支社	建築・設備の保守・点検	H23～
2	福岡市役所本庁舎	退避施設	福岡市	福岡市	建築・設備の保守・点検	H18～
3	西鉄ソラリアプラザビル	退避施設	西日本鉄道(株)	西日本鉄道(株)	建築・設備の保守・点検	H27～

表 博多駅周辺地区における協定締結箇所と管理に関する事項

都市再生安全確保施設に係る事項				管理に係る事項		
番号	施設の名称	種類	所有者	管理主体	管理内容	実施時期
1	シティ21ビル	退避施設	合同会社CBホールディングス	合同会社CBホールディングス	建築・設備の保守・点検	H22～

表 その他周辺地区における協定締結箇所と管理に関する事項

都市再生安全確保施設に係る事項				管理に係る事項		
番号	施設の名称	種類	所有者	管理主体	管理内容	実施時期
1	マリンメッセ福岡	退避施設	福岡市	一般財団法人福岡コンベンションセンター	建築・設備の保守・点検	H26～
2	福岡国際センター	退避施設	福岡市	一般財団法人福岡コンベンションセンター	建築・設備の保守・点検	H26～
3	福岡国際会議場	退避施設	福岡市	一般財団法人福岡コンベンションセンター	建築・設備の保守・点検	H26～

8. 計画の推進体制及びスケジュール

8-1 計画の推進体制

本計画の推進については、「福岡都心地域都市再生緊急整備協議会」の下に設置されている「都市再生安全確保計画部会」を継続的に開催し、同部会が主体となって行います。

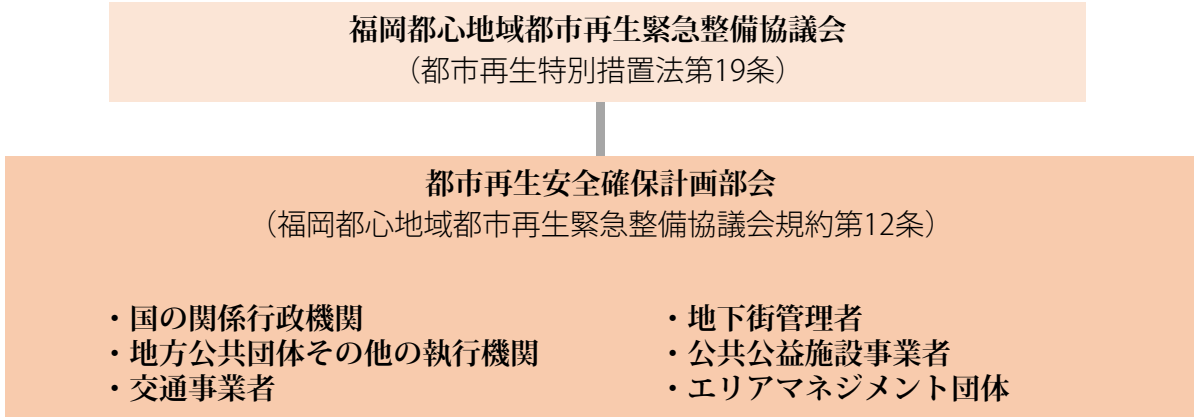


図 都市再生安全確保計画の推進体制

8-2 計画のスケジュール

本計画は早期に着手・実現可能な取り組みから実施していくことを基本として策定しました。今後、計画の実効性を高めるためには、計画内容の充実や改訂をはじめ、取り組み内容を実施していくための体制や運営を具体化することが重要となります。このため、今年度の計画策定後、以下のスケジュールを目標に着実に推進していきます。

表 本計画のスケジュール

	平成27年度	短 期	中 期	長 期
都市再生安全確保計画部会		必要に応じて適宜改訂		運営体制の充実
	計画策定、重点項目の共有化	取り組み方針の内容・体制の具体化		取り組み方針の内容・体制の拡充
		地区全体での避難訓練の検討、継続的实施		
		エリアマネジメント団体との共働検討・実効化		
		退避施設、一時退避場所の確保		
	退避施設：7施設			
関係事業者		退避施設等の整備・管理		
		耐震性の向上		

